

平成 2 9 年 1 2 月 3 日

アウガ問題調査特別委員会会議概要

委員長 丸 野 達 夫

副委員長 山 脇 智

1 開催日時 平成29年12月3日（日曜日）午前10時31分～午後1時16分

2 開催場所 第3・第4委員会室、第1委員会室

3 案 件

- 1 証人尋問について
- 2 証人喚問について
- 3 証人喚問要求について
- 4 その他

○出席委員

委員長	丸野達夫	委員	長谷川章悦
副委員長	山脇智	委員	藤原浩平
委員	中村美津緒	委員	仲谷良子
委員	木戸喜美男	委員	秋村光男
委員	里村誠悦	委員	赤木長義

○欠席委員

なし

○証人

福島政樹氏（元青森駅前再開発ビル株式会社 職員）

○事務局出席職員氏名

議会事務局長	木浪龍太	議事調査課主査	山内克昌
議会事務局次長	八木澤透	議事調査課主査	柴田聡
議事調査課長	齋藤賢剛	議事調査課主査	花田昌
議事調査課副参事	横内英雄	議事調査課主事	高木涉
議事調査課主査	石澤貴志		

○丸野達夫委員長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）日曜日のお休みのところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまから、アウガ問題調査特別委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付の案件表に従い会議を進めてまいります。

傍聴人に申し上げます。携帯電話その他音声等を発する機器の電源をお切りくださいますよう御協力のほどお願いいたします。

また、証人が証言を行う上で支障があると判断した場合は、青森市議会委員会条例第19条第2項の規定により、委員長の権限でその証人が証言を行う間、傍聴人の退場を命ずる場合もありますので、あらかじめ御了承ください。

本日は、1人の証人尋問を予定しておりますので、よろしく申し上げます。ここでお諮りいたします。

アウガ問題調査特別委員会運営要領の「6 委員会の基本的な運営」では、「委員会の調査は、基本的人権に最大限配慮して行う。」としております。

また、同要領の「13 報道関係者への対応」では、「テレビ、写真等の撮影や録音については、委員長の許可を得た場合のみ可能とする。」としております。

報道機関より証人入室時の撮影の申し出がありますので、証人が入室してからしばらくの間、撮影を許可したいと考えておりますがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 御異議なしと認めます。

それでは、規制線を一時的に解除いたします。

いいですよ、今入ってきます。

〔報道関係者、規制線内に移動〕

○丸野達夫委員長 これより、議事に入ります。

本委員会に委任されておりますアウガ問題に関する調査特別委員会で疑義の残った事項、あおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業に係る工事の入札における見積もり合わせに関する事項、ヤマト運輸株式会社の出店に伴う工事におけるスプリンクラーの移設・増設に関する事項、平成25年3月に行った地階飲食店の出店に伴う工事及び「アウガ1階水の遊歩道工事①」、「アウガ1階水の遊歩道工事②」、「アウガ1階1—8区画ガールフレンド」の工事に対し、青森駅前再開発ビル株式会社が工事費を負担していたことに関する事項、青森駅前再開発ビル株式会社が行った国等の補助事業工事の手順に関する事項及びアウガが経営破綻に陥るに至るまでの行政関係等の関与の状況調査についての調査の件を議題とし、調査を進めます。

本日、本件について、元青森駅前再開発ビル株式会社職員福島政樹証人の証人尋問を行います。

それでは、証人の入室を求めます。

〔福島政樹証人入室〕

○丸野達夫委員長 どうぞ、御着席ください。

〔福島政樹証人着席〕

○丸野達夫委員長 それでは、規制線にお戻りください。

〔報道関係者、証人等を撮影後、規制線内に戻る〕

○丸野達夫委員長 福島政樹証人におかれましては、お忙しいところ御出席くださいまして、ありがとうございます。

本委員会の調査のために、御協力のほどよろしくお願いいたします。

証言を求める前に証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第 100 条の規定があり、またこれに基づき、民事訴訟法の証人尋問に係る規定が準用されることとなっております。

これにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることとなっております。すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4 親等内の血族、3 親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者が刑事訴追を受け、または有罪判決を受けるおそれがある事項に関するとき、もしくは、これらの者の名誉を害すべき事項に関するとき及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、またはこれらの職にあった者が職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受ける場合、技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受ける場合。以上の場合には、証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨をお申し出をお願いいたします。それ以外には証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由がなくて証言を拒んだときは、6 カ月以下の禁錮または 10 万円以下の罰金に処せられることとなっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないこととなっております。この宣誓についても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。すなわち、証人または証人の配偶者、4 親等内の血族、3 親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときは、宣誓を拒むことができます。それ以外は拒むことができません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3 カ月以上 5 年以下の禁錮に処せられることとなっております。

以上のことを御承知になっておいていただきたいと思っております。

それでは、法律の定めることによりまして、証人に宣誓を願います。

全員、御起立願います。済みません、全員です。

〔出席者一同起立〕

○丸野達夫委員長 宣誓書の朗読を願います。

○福島政樹証人 宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。平成29年12月3日、福島政樹。

○丸野達夫委員長 それでは、宣誓書に署名捺印をお願いいたします。

〔福島政樹証人、宣誓書に署名捺印〕

○丸野達夫委員長 それでは御着席をお願いいたします。

〔出席者一同着席〕

○丸野達夫委員長 これより証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、また、御発言の際にはその都度、委員長の許可を得てなされるようお願いいたします。なお、こちらから質問をしているときは着席のままです。お答えの際は起立して発言をお願いいたします。

委員各位に申し上げます。

本日は、アウガ問題に関する調査特別委員会で疑義の残った事項、あおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業に係る工事の入札における見積もり合わせに関する事項、ヤマト運輸株式会社の出店に伴う工事におけるスプリンクラーの移設・増設に関する事項、平成25年3月に行った地階飲食店の出店に伴う工事及び「アウガ1階水の遊歩道工事①」、「アウガ1階水の遊歩道工事②」、「アウガ1階1—8区画ガールフレンド」の工事に対し、青森駅前再開発ビル株式会社が工事費を負担していたことに関する事項、青森駅前再開発ビル株式会社が行った国等の補助事業工事の手順に関する事項及びアウガが経営破綻に陥るに至るまでの行政関係等の関与の状況調査に関する重要な問題について、証人より証言を求めるものでありますことから、不規則発言等、議事の進行を妨げる言動のないよう御協力をお願いいたします。

また、委員の発言につきましては、証人の人権に留意されますよう要望いたします。

これより、福島政樹証人から証言を求めます。

最初に委員長から所要の事項をお尋ねしてから、次に各委員から御発言を願うことにいたします。

まず、あなたは福島政樹さんですか。

○福島政樹証人 はい、福島政樹です。

○丸野達夫委員長 住所をお述べください。

○福島政樹証人 青森市新城平岡です。

○丸野達夫委員長 職業をお述べください。

○福島政樹証人 会社員です。

○丸野達夫委員長 生年月日及び年齢をお述べください。

○福島政樹証人 昭和46年7月、46歳です。

○丸野達夫委員長 ありがとうございます。御着席ください。

それでは私から共通質問を行います。

あおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道めぐり事業の中で、情報発信事業としてアウガ地階あおもり食街道でのイベント、チラシ作成、CM製作を行ったと思いますが、どのような事業だったのか。また、どのようにしてこの事業をやることになったのか、その経緯をお聞かせください。福島証人。

○福島政樹証人 まず、やる経緯に関しましては、国の戦略補助事業という事業の中で、やっぱり大きい事業ですので、広く青森市民の方々、あとは県外の方々に広く告知をして認識していただいて、そして来ていただくという思いのもと、こちらのソフト事業をやりました。具体的な内容としましては、スタンプラリーであるとか、あとはチラシを制作したり、あとはCMを通して情報発信をしたりというふうな内容でありました。

○丸野達夫委員長 ありがとうございます。

この事業の仕様書が青森駅前再開発ビル株式会社より国及び市に提出された実績報告書に添付されており、その実績報告書には福島証人が作成したことが欄外に記載されておりました。この仕様書をつくる際に、どのように——例えば何かを参考にしたのか、例えば誰かと相談したのかを覚えていれば、どのように作成したのかお教えいただきたいと思います。福島証人。

○福島政樹証人 イベント、あとは情報発信等の宣伝広告またはイベントに関しましては、具体的には会社ですので会社の組織、私が所属していた営業企画部及び最終的には会社取締役会を通して会社内で話し合いをした上で、最終的にこのような方向性で持っていこうという内容で取り決めをしたと思っております。

以上です。

○丸野達夫委員長 ありがとうございます。

確認しますけれども、じゃあ取締役会等で会社で決めて、それを福島さんが決まったことを書いて仕様書にしたという考えでよろしいですか。

○福島政樹証人 そうです、はい。

○丸野達夫委員長 ありがとうございます。

この事業について、もう1つお伺いいたします。

実績報告書によりますと、この事業では見積もり依頼を3社にしておりますが、この3社はどのように選定したのか教えていただきたいと思います。

○丸野達夫委員長 福島証人。

○**福島政樹証人** 選定におきましては、当社のほうで以前よりおつき合いのある会社を3社選定して、その中で見積もりの依頼をいたしました。

○**丸野達夫委員長** ありがとうございます。

そうすると関連しますけれども、選定した3社に見積もりをした結果、一番安く提案してきた会社である有限会社アクティブワークスに決定したというふうに考えてよろしいですか。福島証人。

○**福島政樹証人** はい、そうです。

○**丸野達夫委員長** ありがとうございます。

当然先ほどの質問とかぶりますけれども、この事業の実績報告書の作成者は福島証人ではありますが、先ほど取締役会等にも報告したというふうにお話ししておりました。その報告したものを国や市に提出したというふうに見てよろしいですか。書類、同じなものですから。

○**福島政樹証人** 済みません。もう一度。

○**丸野達夫委員長** 福島さんが実績報告書をつくりましたよね。それ、取締役会にも報告したと思うんですが、その取締役会に報告したものを国や市に出したんですかという。

○**福島政樹証人** はい、そうです。

○**丸野達夫委員長** はい、ありがとうございます。

事業については以上なんですけど、こっからちょっと済みません。質問が前後して申しわけございませんが、福島証人が青森駅前再開発ビル株式会社に入社した経緯をお聞かせしていただきたいと思えます。

○**福島政樹証人** まず、私がアウガに入社する以前の職場で現駅活性協議会という駅前の活性化をどのようにするかという、さまざまな新町商店街であり、駅前のそういった活性化事業に関しての話し合いみたいな協議会があったんですけれども、そこに私が前職にいたときにその会合といいますか、その会に参加しておりました。そのときに前社長であった野呂さんもいらっしゃって……。

○**丸野達夫委員長** 和生さんですよ。

○**福島政樹証人** ですね。そのほか数十人いらっしゃったんですけれども、そこに参加をしておりまして、私どもの前職でもそういった地域活性化であるとか、地域に貢献するようなもので何かできないものかというところで、さまざまなその会に参加をしまして、意見を取り交わしたりとかっていうものやっていたんですけれども、その中で前社長とちょっと話す機会が何度かございまして、その中でたしか記憶では、アウガの建て直しのために職員を増強する……。

○**丸野達夫委員長** ま、言葉は。

○**福島政樹証人** 済みません。

○丸野達夫委員長 要は建て直し、手伝ってくれないかということですね。

○福島政樹証人 えっ。

○丸野達夫委員長 要は建て直しやるんで、手伝ってくれないかと誘われたという解釈で。

○福島政樹証人 誘われたというか、そういう話があるということ何か聞いたんですよ。その方からか直接かどうかはちょっと定かではなかったんですけども、その中では私もそういったものに非常に興味があったものですから、もし協力できる部分があるのであれば協力したいというお話をした記憶はございます。

○丸野達夫委員長 ありがとうございます。

差し支えがなければ、前職は何だったんでしょうか。

○福島政樹証人 ジャパンクリエイティブという月刊ケンケンというフリーペーパーをつくられていた会社に所属していました。

○丸野達夫委員長 それでは、福島証人の青森駅前再開発ビル株式会社入社後の職務内容というのは、どういうものだったんですか。

○福島政樹証人 職務内容は、主に催事とかイベントの企画運営、あとは宣伝広告全般。あとは、一部リーシング等もやっていた経緯はあります。

○丸野達夫委員長 ありがとうございます。

いや、今、福島証人、何度となくリーシングを行っていたというのが、我々も報告書でわかっているんですが、それは入社前のそういう経験があったのか、それとも入社後、自分でスキルアップしてそういうものを身につけていったんですか。

○福島政樹証人 リーシング自体の業務経験はないんですが、やっぱりその前職、今までの私の社会経験の中でさまざまな人脈とかパイプとか知り合いの方々の中で、そういう出店したいという方々がいれば一応お声がけをさせていただいて、もし出店していただけるのであればアウガにどうですかというお話をさせていただいた経緯はあります。

○丸野達夫委員長 ありがとうございます。

私からは以上です。どうぞお座りください。

次に、発言の申し出がありますので、順次これを許可いたします。

なお、尋問は証言を求める事項ごとに行います。

また、証人に資料等を提示して質問する場合は、その都度委員長の許可を得て行うようお願いいたします。

初めに、証言を求める事項、地階あおもり食街道について発言を許します。
山脇智委員。

○山脇智委員 日本共産党の山脇智です。福島証人には、お忙しい中、本日御出席いただきまして、ありがとうございます。

それでは、証言を求めていきたいと思いますが、福島証人は、先ほどの委員長の主尋問でもありましたとおり、青森駅前再開発ビル株式会社の職員として、国と市に提出されたあおもり「食」街道めぐり事業及び青森市「食」街道事業の事業申請書や、また実績報告書の作成を行っております。そのことについて証言を求めていきたいと思いますが、初めに食街道めぐり事業の実績報告書についてお聞きします。

実績報告書には、株式会社沼田建設から7通の工事請負契約書の写しが添付されておりますが、青森市「食」街道めぐり事業補助金完了実績報告書に添付されている工事請負契約書は、株式会社沼田建設から提出されたものの……。

○丸野達夫委員長 有限会社ね。

○山脇智委員 有限会社沼田建設から提出されたものの写しをそのまま添付したものと考えてよろしいのか、証言を求めます。

○丸野達夫委員長 福島証人。

○福島政樹証人 申しわけありません。正直なところ、年数がたっておりまして、書類が膨大な数なもので、これからの質問に関してもそうなるかと思うんですけれども、ちょっとピンポイントでその書式のフォーマットがどういったものかというものもちょっと私記憶にないものですから、それが私が出したのかどうかっていう質問でしたか。

○丸野達夫委員長 あれでしょう。沼田建設さんが出した書類をそのまま実績報告書に添付したのかという質問ですよ。

○福島政樹証人 済みません。報告書自体が非常に膨大な数がありますので。

○丸野達夫委員長 そうですよ。

○福島政樹証人 ええ。どれをもって実績報告書なのかというのが、済みません、もう大分手元から離れてしまっておりましたので。

○丸野達夫委員長 はい、一度。山脇委員。

○山脇智委員 実績報告書の作成というよりも、工事請負契約書は基本的に沼田建設さんが出した原本がありまして、それが基本的には当然この工事請負契約書で契約をしましたということで、実績報告書に当然写しを添付するんですけれども、その出されたものをそのまま写して添付したということによいのですかという質問なんですけれども。

○丸野達夫委員長 逆に、福島さんがそれをつくることはできないんじゃないのですか。沼田さんにしかつけれないんじゃないのですか。はい、福島証人。

○福島政樹証人 ものは多分見ているとは思いますが、実際に先ほども申したとおり膨大な書類の中のひとつで、沼田建設さんとの書類のやりとりも多分膨大な数やっている現状で、それを出したかどうかというものを

ちょっと言うのが——ちょっと私記憶が曖昧なものですから、物は見せていただいた上でちょっと……。は可能なんでしょうか。

○丸野達夫委員長 可能ですか。見せてください。

〔山脇智委員、委員長に資料を提示〕

○丸野達夫委員長 これを、要は福島さんがつくったのか、沼田さんがつくったのか知りたいということでしょう。

○山脇智委員 そうですね。あと、その……。ま、とりあえず。

○丸野達夫委員長 じゃあ、見せてください。

〔山脇智委員、福島政樹証人に資料を手渡す〕

〔福島政樹証人、当該資料を確認〕

○福島政樹証人 これは、私がつくったということ、個人がつくったという御質問でよろしかったですか。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 作成者がもし福島さんであれば、福島さんだと。

○丸野達夫委員長 福島証人。

○福島政樹証人 これは、私は作成していませんね。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 作成していません、はい。

当然そうなので、有限会社の沼田建設が作成したものだと思います。

で、これが工事請負契約書として青森駅前再開発ビル株式会社に当然提出をされて、で、その写しを福島さんは作成のときに実績報告書に添付をしたというふうな流れになると思うんですが、それでよろしいのかどうかお答えを求めたいと思います。

○丸野達夫委員長 福島証人。

○福島政樹証人 添付したと思います。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 今、添付したという証言があるんですけども、今回の調査特別委員会の中で1つ疑惑が出ているものの中にこの——本来であれば、写しを添付したのであれば、この工事請負契約書の中身というのは全て同じでなければならないわけなんです、この実績報告書に添付されている契約書には、契約日が平成24年7月25日となっているんですが、沼田建設が保管している原本は、平成24年6月27日が契約日となっています。

また、工期についても、沼田建設の原本は7月2日から7月28日——平成24年ですね——が工期になっているんですが、実績報告書に添付されている書類は、平成24年7月25日が着工日で、竣工が平成24年7月28日となっております、本来であれば、写しをそのまま添付したのであれば、日付も当然同じでなければならないにもかかわらず、なぜこのように契約日並びに

工期が違う実績報告書が添付されているのか理由を求めたいと思います。

○丸野達夫委員長 福島証人。

○福島政樹証人 申しわけございません。まず、沼田建設さんのほうでお持ちになっていたのかどうかちょっと定かではないんですが、今お話し出たようにちょっとその日付、6月の日付の工事請負契約書ですね、正式名称が。業務……。

○山脇智委員 アウガ1階スイーツコーナー完成工事の工事請負契約書。

○福島政樹証人 工事請負契約書ですね。その6月の日付のものを見た記憶がございませんので。

○丸野達夫委員長 それは、それでいいんでないですか。

○福島政樹証人 そうですね。日付までがその6月だったのか7月だったのかというそもそもの記憶自体がまずないんですけれども、私の今記憶の中のその6月の段階での契約書というのは、ちょっと済みません、見た記憶がないのでちょっと何とも申せない部分ではございます。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 そうなってきますと、沼田建設が保管しているのは恐らく原本であると思うんですね。収入印紙とかも張られたもので。で、あくまでもビル会社にあるのは写しということになるので、やはりその日付というのはどうしても一致がしないと確実におかしいことになるにもかかわらず、まあ、なっていて、なおかつ先ほど福島証人は、これは沼田建設が作成したものだというふうになっているので、やはりこの工事請負契約書に関しては、ビル会社に提出されてその写しが添付される際に、この日付に何らかの改ざんが行われたのではないかというふうに私は思うんですけれども、先ほど証言のとおり、沼田建設の工事請負契約書がそもそもそういう日付になっていたというのは、本当に間違いのない、これは確実にという証言でしょうか。

〔福島政樹証人「日付というのは、どちらの日付ですか、6月」と呼ぶ〕

○山脇智委員 先ほど添付した書類、そもそも沼田建設さんからは、今、先ほどお見せした書類の日付のものが出されて、それをそのまま添付したと言っていますが、それで間違いないでしょうか。

○丸野達夫委員長 あの、あれでしょう。国や市に出した報告書の契約書のとおりなんだよねって言いたいんですよね。

○山脇智委員 そうです。

○丸野達夫委員長 要は、契約した際に、国に出さなきゃいけないじゃないですか、補助金なので。

〔福島政樹証人「そうですね」と呼ぶ〕

○丸野達夫委員長 それに添付するのが義務づけられているので、その添付した書類というのは、きちんと正しいものだよねっていうことを彼は言いた

いんだと思います。それでいいですか。

○山脇智委員 はい。

〔福島政樹証人「きちんと正しいものをですね」と呼ぶ〕

○丸野達夫委員長 そこ違ったらおかしい。

○山脇智委員 ただ、有限会社の沼田建設さんの社長さんからの陳述書によれば、この者はそのままビル会社に提出したということなんで、ここで多分福島証人と有限会社沼田建設の証言が食い違うという状況が出てきます。ただ、そのことについては、あくまでも証言が食い違うので、今どちらが正しいかというのは今後調査をしていく必要があると思うので、まず、この事項については以上で終わります。

○丸野達夫委員長 あと山脇委員、先ほどスイーツコーナーと言ったんですけども、今、地階あおもり食街道についてを議題にしていますので、その点間違えずにお願いします。

○山脇智委員 次に、あおもり「食」街道めぐり事業における見積もりについて質問していきたいと思います。

この青森市「食」街道めぐり事業、あおもり「食」街道めぐり事業の実績報告書には、この見積もり業者の選定についての書類も添付がされているんですが、この中にはエス・アイ・アール建築計画事務所の木村精郎氏から今回見積書を提出している3社に対して、事業の説明をした上で見積もり依頼をしたとなっていますが、このように見積もり業者を選定したということに間違いはないでしょうか。

○丸野達夫委員長 福島証人。

○福島政樹証人 当時におきまして、ちょっと先ほどの話なんですけれども、当然ながら私一人の一存——決裁権限は一切持たされておりましたので、当然ながら私の上には上長及び取締役常務、あとは取締役会というものがございまして、その中で話し合いの上で最終的に決定はしていく流れ——ま、これは全てにおいてそうなんですけれども、その中でその選定業者を決定した経緯は、ちょっと済みません、最終的になぜそういう会社になったかというものはちょっと覚えてはいたしません。

○丸野達夫委員長 済みません。上長というのは、何ですか。

○福島政樹証人 上長というのは、私の上に例えば課長であったり、次長、部長、常務。

○丸野達夫委員長 そういう役職があるということですか。

○福島政樹証人 ええ。その上に社長がおり、取締役の方々がいるという流れですので。組織ですので。

○丸野達夫委員長 済みません。ありがとうございます。山脇委員。

○山脇智委員 そのことについてはわかるんですけれども、この書類を作成

したのは福島証人で、その中にこういうふうに見積もり業者を選定したというふうに書かれているので、これが事実かどうかということ。つまり、最終的に見積もり業者がどこに決まったかということを知っているのではなくて、その見積もり業者を選定する際に、このエス・アイ・アール建築計画事務所からちゃんとその3社を集めての説明が行われた上で、見積もり依頼をしたということで間違いがないのかどうか、この実績報告書の書類の内容が間違いがないのかどうかということを知っている、ちょっとその部分だけ証言してもらってもいいでしょうか。

○丸野達夫委員長 福島証人。

○福島政樹証人 確かにエス・アイ・アールさんのほうには、デザイン等の絵を一一何て言いますかね。デザインの、例えば壁とかそういったもののデザインを組んでいただきまして、その中で費用等のお話は確かにしました。ただし、その後の3社一一3社に依頼したかどうかというのはちょっと記憶にはないです。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 記憶にないということなんですけれども、これ国とか市に提出している実績報告書なので、やはりそれが事実と異なるのであれば、やはり虚偽の申請ということになってしまうので、その辺に関してはわからないということなんですけれども、なぜ私が今こういう質問しているかというと、既にさきに証人としておいでになった沼田建設会社の元営業課長の方と、あと同様に見積書を提出した木村建築さんと藤本建築さん、この3社の証言は全てこのエス・アイ・アールからの……。

○丸野達夫委員長 違う、違う。ムラヤマ建築さんと藤本建築さん。木村って言ったでしょ。

○山脇智委員 あ、ムラヤマ建築さんと……。

○丸野達夫委員長 建設、建設。

○山脇智委員 建設さんと藤本建築さんの3社の証言は、全てエス・アイ・アールからの説明は受けていないという説明で、唯一、工藤証人がもしかしたら現場でこの木村精郎さんから説明を受けたかもしれないというふうにはなってるんですけれども、この3社を集めて事業の見積もりの説明をしたということは、誰もおっしゃっていない。そして、既にムラヤマ建設さんと藤本建築さんは、これは工藤証人から依頼がなされたということ、既にこの当委員会のこの証人喚問で発言をしているわけでありまして、そうすると、この実績報告書と実際に行われたこの見積もりの依頼というのが全く違ってくるということになるんですけれども、その辺の経過について、わかる範囲でいいので証言を求めたいと思います。

○丸野達夫委員長 福島証人。

○**福島政樹証人** 私が記憶しているのが、沼田建設さんのほうに見積もりの依頼をしました。で、その中で、当然ながら私も建設会社等は市内のほうにたくさんある中で、やっぱりどうしても私も建築屋ではなかったものですから、どういったもの、どういったところに相談して見積もりを出せばいいかっていう相談をした上で、最終的にその中でおっしゃられました3社、沼田建設も含めの3社の見積もりをいただいたのはあります。ただし、そこにエス・アイ・アールさんが——確かにデザイン等の絵は当然ながらあって、そこで、例えば業者さん関係の中だけでの話とか、そういった部分で話ししているのかどうかとまではちょっと私もわかりませんので、ということでもろしかったでしょうか。

○**丸野達夫委員長** 山脇委員。

○**山脇智委員** 今のお話ですと、最初に依頼をしたのは有限会社沼田建設さんに見積もり依頼をしたという……。

〔福島政樹証人「依頼というか相談という形で。アウガの内監業者でもありましたので」と呼ぶ〕

○**山脇智委員** そして説明がなされたかどうかはちょっと記憶にないということなんですけれども、ということは、この3社の見積もりというのはこの有限会社沼田建設さんからまとめて出されたということでもろしいんですか。その依頼をして、その2社を詳しくないので紹介してもらってという話も今、依頼してもらってという話もあったので、そういう流れでもろしいんでしょうか。

○**丸野達夫委員長** 福島証人。

○**福島政樹証人** まとめてというのは、同時期に全部もらったというふうなことですか。

○**丸野達夫委員長** 山脇委員。

○**山脇智委員** まとめてというのは、つまり藤本建築さん、ムラヤマ建設さん、沼田建設さんそれぞれから見積もりを提出してもらったのか、それとも沼田建設さんがまとめて3人分の見積書を提出したのかということなんですけれども。

○**丸野達夫委員長** 福島証人。

○**福島政樹証人** 済みません。ちょっと記憶にはないです。はい。

○**丸野達夫委員長** 山脇委員。

○**山脇智委員** 記憶にないということなんですけれども、これまでの質問でやはりこの実績報告書の作成をなされて、その上でこれの国と市の補助金というものをもらっている中で、やはりこの実際に今出されている証言と多くの食い違いが出ているというのは、やはりこの先しっかりと調査をしていかなければならない事実ですし、福島証人はちょっと細かいことはわからない

ということだとは思いますが、やっぱりこの見積もりについてもエス・アイ・アール建築計画事務所の木村精郎氏から3社に見積もり依頼がなされてつくられたという話なのに、今の証言ですとやはり大分異なってくると思いますので、そういう点については指摘をして私の尋問は終わりたいと思います。

○丸野達夫委員長 次に、中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 新政無所属の会、中村美津緒でございます。

福島証人におかれましては、御仕事がお休みのところ、青森市議会アウガ問題調査特別委員会にお越しいただきまして、御苦労いただきましてまことにありがとうございます。

私から、初めに地階あおもり食街道について、福島証人にお尋ねをしてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

まず初めに、委員長にまず許可をいただきたいと思いましたが、こちら、私が情報公開請求をいたしまして国からいただいた資料でございます。

〔中村美津緒委員、委員長に資料提示の許可を申し出〕

○丸野達夫委員長 東北経済産業局から情報公開でもらった。はい、どうぞ。

〔中村美津緒委員、福島政樹証人に資料を手渡す〕

○中村美津緒委員 はい、今、福島……。

○丸野達夫委員長 少し見る時間を。

○中村美津緒委員 はい。福島証人の――まず、その2ページ目をごらんください。

〔福島政樹証人、当該資料を確認〕

○中村美津緒委員 まず、これまでの過日の調査におきまして、福島証人が今回の補助事業に関して重要な役割を担っていたということは明らかになっております。そして、その書類でございますが、青森駅前再開発ビル株式会社――以下、ビル会社と呼びますが、ビル会社へ平成24年2月23日に国へ公募申請を提出した書類でございます。そちらの2ページ目、福島政樹証人の名前が、野呂和生代表取締役社長の下にマネジャーとしての役職が書かれておりますが、その書類、作成に従事したかどうか、まずお尋ねをしたいと思います。

○丸野達夫委員長 福島証人。

○福島政樹証人 この書類というのは、この申請書類という認識でよろしかったのでしょうか。はい。

書類の作成は、はい、私のほうでしております。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 福島証人がその書類の提出にかかわり、また作成に従事したということが今明らかになりましたが、それでは、役職はマネジャーと

いうことでよろしかったでしょうか。

○丸野達夫委員長 福島証人。

○福島政樹証人 マネジャーという肩書はございましたけれども、実際に役職はついておりません。(発言する者あり) 肩書のみです。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 肩書のみと、マネジャーということでしたが、その書類はどなたからの指示で作成をしたか教えてください。

○丸野達夫委員長 福島証人。

○福島政樹証人 書類に関しては、当然ながら会社のほうからの指示になります。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 具体的にはどなたから指示があったのでしょうか。

〔福島政樹証人「誰からということですか」と呼ぶ〕

○中村美津緒委員 はい。どなたからの指示で。

○福島政樹証人 いや、個人というよりも会社の組織ですので、やっぱり取締役——こういう大きい事業に関しては取締役会等で最終的に判断をして、そこから話のほうはおりてくるというふうな形になりますので。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 じゃ、特定の者は今の段階では記憶にないということでしょうか。

○丸野達夫委員長 福島証人。

○福島政樹証人 記憶にないというよりも会社組織ですから……。

○丸野達夫委員長 今、福島証人からの話を要約すれば、会社組織なので取締役会で諮ってその上で事業をやるべしとなったので、その事業をやるべしとなった経緯の中で自分が担当者として担当したというふうな発言だと私は思うのですが、それでよろしいですか。

○福島政樹証人 そうです、はい。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

それでは、さきの委員長からの質問で、それが公募申請書、そして先ほど実績報告書が福島証人も作成従事したというお話でございますが、今後の今の質問について流れが変わってくるのですが、今のその回答で間違いはなかったでしょうか。実績報告書の作成、福島証人が作成したということで。

○丸野達夫委員長 福島証人。

○福島政樹証人 そうですね。全てかどうかはちょっと定かでは——ま、膨大な資料の中で、当然ながら手伝っていただいて作成に至った経緯も当然、資料もあるかと思えますけれども、一応大体こちらのほうで把握して製作と

いかチェック等もしておりました、はい。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

地下のあおもり食街道についてのいろいろなその見積もり合わせをしたというその報告書がいろいろ実績報告書に添付されておりましたが、過日の調査の過程におきまして、青森駅前再開発ビル株式会社、ま、ビル会社がその3社に見積もりを依頼したことがないということが明らかになっておりますが、そこでこれも地下あおもり食街道についての実績報告書に添付されていたものでございますが、ちょっとこれをごらんになっていただきたいと思いますが、これ、お見せしてよろしいでしょうか。

〔中村美津緒委員、委員長に資料提示の許可を申し出〕

○丸野達夫委員長 これは……。これ何。

○中村美津緒委員 実績報告書に添付されている写真台帳ですね。

○丸野達夫委員長 写真台帳の頭、はい。

○中村美津緒委員 先ほど福島証人は、いろいろなその膨大な書類があるのであなたが作成したかわからないということでございましたが、これは青森市へ提出されている地下あおもり食街道の工事写真台帳のかがみでございます。これに写真が添付されておりますが、こちらには工事施工者ということで青森駅前再開発ビル株式会社宛てに工事台帳が出されておりましたが、この工事写真帳、マネジャーとして当然にして目を通したということが明らかになっておりますが、こちらごらんになったことはありますでしょうか。

○丸野達夫委員長 福島証人。

○福島政樹証人 済みません。手元に見ても大丈夫なものでしょうか。

○丸野達夫委員長 どうぞ。

〔中村美津緒委員、福島政樹証人に資料を手渡す〕

○福島政樹証人 中身はどうか、これ一枚……。

〔福島政樹証人、当該資料を確認〕

○丸野達夫委員長 中身ないのですか。

○中村美津緒委員 中身後ほど。まず、そのかがみだけ。

○福島政樹証人 多分見てるとは思います

○中村美津緒委員 そうですよ、はい。

こちらの書類も福島証人はごらんになっているものと思います。そうすると、これは工事施工会社沼田建設様から提出された書類ということでもよろしかったでしょうか。

○丸野達夫委員長 福島証人。

○福島政樹証人 提出先……。

〔中村美津緒委員「提出者でございます」と呼ぶ〕

○福島政樹証人 者……。

〔中村美津緒委員「沼田建設と書かれております」と呼ぶ〕

○福島政樹証人 だと思います、はい。

〔中村美津緒委員「はい、そうですよね」と呼ぶ〕

○福島政樹証人 ピンポイントで言われてもちよっと。工事をやったのであれば沼田建設だと思うんですが。

〔中村美津緒委員「わかりました」と呼ぶ〕

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 こちらについての最後の質問になるんですが、過日の調査の過程から、そして有限会社沼田建設の元従業員でございました工藤信孝証人にもこちらにお越しいただいて証言をいただいたんですが、工藤信孝証人はあくまでも有限会社沼田建設の窓口であり、ビル会社の窓口の方とやりとりをしていたというお話をいただいておりますが、その窓口となっていたのは福島政樹証人でしょうか。

○丸野達夫委員長 福島証人。

○福島政樹証人 業者さんとのやりとりということでよろしいんですよね。

○中村美津緒委員 有限会社沼田建設の工藤信孝氏との窓口でございます。

○福島政樹証人 との窓口……。

〔中村美津緒委員「はい」と呼ぶ〕

○福島政樹証人 との窓口……。やりとりは私のほう——全てではないにせよ、当然ながら私のほうで最終的に書類等まとめないといけないものですから、私のほうでのやりとりになる部分もあると思います、はい。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 そうだと思います。今、非常に貴重な証言をいただいたんですが、ただ、福島証人一人だけではいろんな対応できないかと思えます。そうすると、もう一人、そちらの2ページ目の右の隣にリーシング担当、これまでの調査でもいろいろ名前が出てきました契約嘱託職員の名前がそちらに書かれておりますが、間違いなくその方も一緒に打ち合わせをしたということが明らかになっておりますが、一緒に有限会社沼田建設の工藤信孝氏と打ち合わせをした野呂周生氏、一緒に見積もり依頼等々の打ち合わせをしたということでよろしいですね。

○福島政樹証人 先ほども申しましたけれども、大きい事業ですので、私もしくは野呂氏、もしくはこの両名だけで進めるということはないです。当然ながら上と連携をして、物事を諮りながらやっていっていますので、その中では当然ながら、書類のやりとり等は個人で受けたとかそういったものはございますけれども、基本的には私どもも決裁権限は一切ないので、当然ながら自分一人で進めていく、物事を進めていくということはないですね、はい。

○丸野達夫委員長 会社全体の事業なんで、会社が全部知って、全員が知っているということの発言だと思いますが、それでよろしいですか。

○福島政樹証人 ですね。私も先ほども申したとおり決裁権限は一切持ってませんので、全部あった事項に関しては上長なり、あとは当然ながら会社の上の者に諮ってという話ですね。

○丸野達夫委員長 みんな知ってる事業だよと。中村委員。

○中村美津緒委員 私、決裁のことを言っているのではなくて、あくまでも窓口になった人が福島証人と、そちらに書かれている野呂周生氏で合っていますよねということをお尋ねしたかっただけでございます。窓口です。連絡等々の窓口です。

〔福島政樹証人「そうだと思います、はい」と呼ぶ〕

○中村美津緒委員 わかりました。以上です。

○丸野達夫委員長 ありがとうございます。どうぞお座りください。

次に、証言を求める事項、1階スイーツコーナーについて発言を許します。山脇智委員。

○山脇智委員 それでは、証言を求めていきたいと思います。

1番については先ほど聞いてしまったので、2番の見積もり業者の選定について質問をしたいと思うんですけども、先ほど有限会社沼田建設の元営業課長工藤証人、先日呼んだ方との窓口の担当をしていたということなんですけれども、この有限会社の沼田建設のこの工藤証人には、この国の補助事業についてはしっかりと御説明をしていたのかどうか、ちょっとお聞きをしたいんですが。

○丸野達夫委員長 福島証人。

○福島政樹証人 当時、スイーツコーナーもそうなんですけれども、アウガの中、全般的に空き区画が非常に多い状況下でありまして、まず、その空き区画を埋めよう、市のほうからは埋めてほしいという要望があったのと、あとは、そのあいている区画に関してはすぐにテナントが入れるような状況に、例えばインフラ、電気であったり、例えば排水があったり、さまざまな設備等の整備をしていかないといけないという部分がありまして、その中で、私一人ではなく会社、営業部を先頭に会社としてそういったものを全般的に、スイーツコーナーという部分に限らず、スイーツコーナーも含め全般的にその中の整理というか、すぐにテナントが誘致できるような整備をしておこうということで、やりとりはかなりありました、はい。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 さきに証人喚問した工藤証人は、今回問題になっている地階あおもり「食」街道めぐり事業に係るこのスイーツコーナーなどについても、国の補助事業だと、国や市の補助金を使った補助事業だという認識がなかつ

たというふうに証言をしているんですけれども、また、ビル会社から一切説明がなかったというふうに言っているんですが、依頼するときに国や市の補助事業だということを知らせないで依頼をしたということはあるんでしょうか。

○丸野達夫委員長 福島証人。

○福島政樹証人 済みません、それは彼、工藤氏の認識ですので、今も先ほど冒頭で言ったように、さまざまアウガの館内の中の整備も含めて、この事業もその一環でやっていましたので、彼がどこまでその認識していたかというのは、ちょっと私はそこは判断できない部分ではあるんですが。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 ただ、ビル会社がこれ補助金をもらってやる事業ですので、当然ながら引き受けた業者に対してはこれは補助事業だということは説明するのは当然のことだと思うんですが、工藤証人は説明されなかったと言っているんですよ。それでわからなかったと。本当に国や市の補助事業で補助金をもらおうと知っていたら、もっと適正な見積もりを行っていたということまで証言をしているわけです。となれば、この証言は間違いですか。ちゃんと説明したんですか。国と市の補助事業だったということを説明した上で依頼をしていたのかどうか、その辺については当然窓口になっていたと思うのでわかりだと思いますが、証言を求めます。

○丸野達夫委員長 福島証人。

○福島政樹証人 今の質問に対しては工藤氏の認識という部分ですので、当然ながらビル会社のほうに関しましては会社組織でありますから、当然沼田建設さんのほうにはこういう事業だという説明はしております。それが沼田社長だったものなのか、それとも沼田社長のほうから工藤さんのほうに落ちてたものなのか落ちてないものなのか、その辺の内部事情まではこちらではちょっとわかりかねるという部分ではございます。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 じゃ、沼田建設には国や市の補助事業であったということはきちんと説明したということで間違いはないですね。

○福島政樹証人 ないですね、はい。

○山脇智委員 わかりました。

以上で終わります。

○丸野達夫委員長 はい、御苦労さまです。

次に、中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 よろしくお願いたします。

私も、1階スイーツコーナーにつきまして質問をさせていただきたいと思っております。

先ほどの証言、非常に貴重な証言をいただきました。ビル会社側として、沼田建設には補助事業として伝えていたということが明らかになりました。よって、先日の工藤証人が非常にこれからも調査しなければいけない発言であったと指摘をして質問に入らせていただきます。

まず初めに、これまでの調査におきまして、福島証人は1階スイーツコーナー元オーナーの株式会社Kの代表者と打ち合わせをしていたということが明らかになっておりますが、間違いございませんね。

○丸野達夫委員長 福島証人。

○福島政樹証人 済みません。もう一回、名前のほうお願いしたいんですが。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 スイーツコーナーの一番最初にお店を運営いたしました株式会社Kとさせていただきます。Kの元オーナーでございます。

○福島政樹証人 はい、打ち合わせはしております。打ち合わせというか、話のほうはしております。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

続きまして、リーシング担当野呂周生証人ももちろん、そしてビル会社内監業者で沼田建設元従業員工藤信孝氏も同じく、そのスイーツコーナー店舗出店に伴う、それにつきまして内装工事もするために必要な見積もり等も打ち合わせをしたことが明らかになっておりますが、それも間違いございませんよね。

○丸野達夫委員長 福島証人。

○福島政樹証人 内装に関する見積もりということですね。

○中村美津緒委員 内装に関する見積もり等に含めまして、その株式会社Kの代表者と打ち合わせをしたということでございます。

○福島政樹証人 内装……。済みません。内装というそのポイントというよりも、全般的に打ち合わせをしております、はい。含めて。

○丸野達夫委員長 そうだね。

○中村美津緒委員 そうですね。申しわけございませんでした。

その部分的に限らず、見積もり全般に関して打ち合わせをしたということで間違いありませんよね。

○福島政樹証人 そうですね、はい。全般で話はしておりますね、はい。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

じゃ、先ほどは全般という話でございましたが、今回はちょっとキーポイント、ちょっと絞って御質問させていただきます。

什器備品に関してでございました。今回のスイーツコーナーの什器備品は

株式会社Kの元代表者が一部什器備品を提供した、譲ってもらったという経緯が明らかになっております。その場合に福島証人と一緒に打ち合わせをしたということも明らかになっておりますが、間違いございませんね。

○丸野達夫委員長 福島証人。

○福島政樹証人 持ち込みした什器に関してということでしょうか。そうですね、持ち込みしていましたので、その辺の話し合いはしております、はい。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 具体的にその交渉を福島証人と行ったというお話でございましたが、その什器備品、実際に株式会社Kの代表者が、何を1階のスイートコーナーに自分の持っている什器備品を提供したか、今、御記憶にございませんか。

○丸野達夫委員長 福島証人。

○福島政樹証人 済みません、ちょっと記憶にはないです。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 申しわけございませんでした。

記憶にないと言うのであれば、パティスリーオープンとホイロ、金額にして大体100万円が株式会社Kの元オーナーから提供されたということを御指摘をさせていただきますので、そこをもう一度記憶をちょっと思い出していただきたいのですが、こちらの元オーナーとビル会社とテナント出店の契約を結んでおります。その契約に関しても、福島証人とも一緒に打ち合わせをしたということになっておりますが、それは御記憶ございますか。

○福島政樹証人 出店というのは、この戦略補助事業の出店ということでしょうか。

〔中村美津緒委員「はい」と呼ぶ〕

○福島政樹証人 それはしておりますね、はい。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 それの出店に伴うテナントの契約書なんですけれども、こちらに先ほど私が言いましたパティスリーオープンとホイロなんですけれども、あといろいろな什器備品がその契約書にはそのオーナーに月々2万円でレンタルいたしますというふうな、補助事業なんですけれども、その契約書には月々2万円でその株式会社Kの元オーナーにレンタルしますというふうなものも記載されているんですが、この契約書の中身、これは御存じでしたでしょうか。

○丸野達夫委員長 福島証人。

○福島政樹証人 そのレンタルの契約に関してということですか。

〔中村美津緒委員「はい」と呼ぶ〕

○福島政樹証人 済みません。具体的な器具に関してはちょっと、これとこ

れ——什器備品は結構な数がありましたので、具体的に名称まではちょっともう覚えていないんですけれども、はい。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 たくさんの什器備品とおっしゃいましたが、スイーツコーナーには5つの什器備品が設置されておりまして、最後に点検したという実績報告書にも福島証人が立ち会って確認をしたという実績報告書の中身もございますし、株式会社Kの元オーナーは福島証人と一緒に納品そして設置を立ち会ったというふうにお話をされていますが、この件も間違いございませんよね。

○丸野達夫委員長 福島証人。

○福島政樹証人 複数点というのは、多分資料に載っている部分だけをお話しされていると思うんですけれども、それ以外にも載っていないさまざまな什器備品がありますので、一概にそのピンポイントでこれとこれと言われてしまうと、ちょっと申しわけなかったんですけれども、そのスイーツコーナーのK社との契約に関して私と打ち合わせをしたという御質問でしたか。

○中村美津緒委員 ま、なかなか記憶ないでしょうから、次の質問に入ります。

〔福島政樹証人「あ、はい」と呼ぶ〕

○中村美津緒委員 そちらのスイーツコーナーは隣にもガールフレンドというテナントがございました。で、1階にはヤマト運輸というところも。同時3店舗、用意ドンで工事が入りました。その際、先ほど肩書、名前だけだとおっしゃいましたけれども、マネジャーでありました実質上の、実務上のトップとして福島証人もその夜間工事に、現場をごらんになったと思うんですが、現場御確認いたしましたよね。

○福島政樹証人 現場は見てはいます、はい。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ということは、こちらのスイーツコーナーにおきましては、沼田建設がビル会社に見積もりを出してございましたが、実質上の沼田建設が下請に工事を出しましたカクヒロ船場さんというところが工事をいたしました。それはおわかりになっておりますか。

○丸野達夫委員長 福島証人。

○福島政樹証人 済みません、ちょっと記憶にないです、はい。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 わかりました。

沼田建設とカクヒロ船場様が工事をしたということで、3つ同時に工事をしてございました。そうすると、実績報告書には7月の25日から工事が入ったことになっているんですが、過日の調査過程におきまして7月2日から工事

が入ったことが明らかになっております。ということは、福島証人も自分の目で現場を確認したということでございますので、福島証人は今回の補助事業、交付決定以降でないといと工事ができないということは認識しておりましたよね。

○丸野達夫委員長 福島証人。

○福島政樹証人 しております。はい。

[中村美津緒委員「認識していたということでございますので、じゃ、それでは福島証人は、ビル会社の職員として事前着工を黙認していたということになります、その件についてお考えをお示してください」と呼ぶ]

[福島政樹証人「先ほどお話ししたんですけれども、当時その方向性としましては、市のほうからも言われていたとおりで、要はその空き区画の整備全般をまず推し進めて、すぐに入店できるような態勢を整えようという流れで、その一環でそのもともとそこの区画というのはあいていた場所なんですよ。なので、そこには、例えば給排水溝であるとか、あとは電気とかも通っていませんでしたので配線の工事とか、それは事前にそのほかの区画もやっていたわけなんです。なので、それがその補助事業のものなのか、それはそのインフラの整備のための工事なのかのそこまでの内容に関しては、ちょっと私は工事業者ではなかったものすから、ちょっとわかりかねる部分ではあります」と呼ぶ]

○丸野達夫委員長 福島証人もですが、中村委員もです。委員長の指名があったから発言をするようにしてください。エキサイトするのはわかるんですが、はい。

[中村美津緒委員「申しわけございませんでした」と呼ぶ]

[福島政樹証人「申しわけございません」と呼ぶ]

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 実は今までの過日の調査から、1階のスイーツコーナーにおきましては、もともと電気も来ております。もちろん、排水、給排水も来ております。全ては内装工事に係る仕事でございました。その見積もりを提出されております。よって、今回の補助事業にかかるスイーツコーナーはあくまでも今まで躯体に伴う工事ではない、テナント側が、つまり工事をする範囲の内装工事でございました。よって、いろんな事前の着工がビル会社の職員である福島証人も認めていたということが明らかになりましたし、先ほど、ちょっと単語が出てきたんですが、市側の指導という今お話という認識でよろしいのでしょうか。

○丸野達夫委員長 福島証人。

○**福島政樹証人** 指導というよりも経営の方針というか方向性としまして、当時、あの空き区画が――済みません、件数までは覚えていないんですけども、かなりの空き区画がありまして、そこにあいている区画をとりあえず整備をしてすぐに入れれる態勢をつくっていきましようというふうなことで、市のほうから言われているのはどんだん空き区画を減らしましようというふうな指導――指導なのか指示なのか、それは上のほうでのお話なので、私は現場の人間ですからちょっと何とも、おりてきている話ですから、はい。

○**丸野達夫委員長** 中村委員。

○**中村美津緒委員** じゃ、最後に1つだけ、はっきりさせたいことがございます。7月2日から工事が入っていたことは明らかでございます。それは福島証人も認識していたということによろしいですよ。

○**丸野達夫委員長** 福島証人。

○**福島政樹証人** 先ほども申したとおりで、その工事の中身――私、工事の現場の人間ではちょっとなかったものですから、それが整備にかかわるものなのか、戦略のものにかかわるのかという判断というのは、基準というのはどの辺でつければいいのかというのは、ちょっとわかりかねる部分ではあるんですが、それはガールフレンドも含めてという話でしたよね、先ほど。ではなくてですか（発言する者あり）であれば、整備は事前にもうやっていたので、先ほども言ったとおり、それが電気工事も含めてだと私は認識があったものですから、あそこ給排水がありまして、グリーストラップというろ過する装置であるとか、さまざま壁の張りかえ、そういった床の汚くなっている部分の張りかえとかそういった部分を含めて、それがどこまでかかわっていたのかというのは、ちょっと私のほうではちょっと判断しかねる部分ではありました。

○**丸野達夫委員長** 中村委員。

○**中村美津緒委員** じゃ最後、まあ質問終わろうと思ったんですが、じゃ御指摘をさせていただきます。

スイーツコーナーにおきましては、既存の床に露出で排水を行い、そして電気も全て後づけで工事をしていたということを御指摘をさせて、次の質問に入りたいと思います。

以上でございます。

○**丸野達夫委員長** どうぞお座りください。

次に、証言を求める事項、ヤマト運輸株式会社の出店に伴う工事におけるスプリンクラーの移設・増設について発言を許します。中村美津緒委員。

○**中村美津緒委員** ヤマト運輸株式会社の出店に伴う工事におけるスプリンクラーの移設・増設に関する事項でございましたが、これまでの過日の調査、

そして現在の福島証人のこれまでの御発言、自分は一従業員であり上には上司がいて、そしてその上には取締役があるということでございまして、自分は記憶にないというものと、あとそれから指示をしてやった、そして全部私が決裁できるものではないということでございますので、私の今、これからの質問が恐らく余り思いどおりのキャッチボールができないというふうに私感じましたので、1つだけお尋ねしたいことがございました。

ヤマト運輸の工事請負契約書でございました。これは、福島証人はちょっとやはりわからないと思うんですが、過日の調査過程におきまして、いろいろな工事請負契約書が出てまいりました。共通する部分でございますので、1つだけ質問させてください。いろいろなその契約書、ヤマト運輸もそうなんですけれども、先ほど言いましたスイーツコーナー、隣のガールフレンド、このヤマト運輸、3つ同時に工事が入ってまいりました。ちょっと共通いたしますのでお聞きいたします。

ビル会社指定の申請書に、作業時間、工事の実施時間、作業員の名前、必要事項を記入の上提出しなければならないというふうに、工事請負契約書に掲載されております。当時、スイーツコーナーにおきましても、ある程度、福島証人が窓口ということのお話を伺っていましたが、この文書、福島証人はごらんになったことはありましたでしょうか。

○丸野達夫委員長 福島証人。

○福島政樹証人 済みません、大変申しわけないんですが、もう一回その文書の内容をもう一回聞いてもよろしいですか、私に質問した。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 文書の内容ですか。

[福島政樹証人「いや、今話ししたタイトルというのは、当時……」と呼ぶ]

○中村美津緒委員 工事請負契約書に……。

[福島政樹証人「記載されている内容ということですか」と呼ぶ]

○中村美津緒委員 工事实施申請書でございます。

[福島政樹証人「申請書。それは契約書に別紙でついているものだったでしょうか。済みません、質問で申しわけないんですが」と呼ぶ]

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 工事請負契約書に、この工事实施申請書を提出しなさいというふうに記載されております。

[福島政樹証人「実施申請書……」と呼ぶ]

○丸野達夫委員長 あれ、何人職員さんを出して、何時から何時まで工事したというあの表のことを言っているのですか。見たことがあるかってこと、持っているかってこと、どっちですか。

- 中村美津緒委員 見たことがあるか。当時マネジャーでしたから。
- 福島政樹証人 具体的に個人名が出ているものですか、その作業員の方の。
- 丸野達夫委員長 中村委員。
- 中村美津緒委員 作業員名簿ですから。
- 福島政樹証人 それかどうかはちょっとわからないんですけども、作業員の名前とか資格証とか、そういったものをコピーしているファイルがあったような気はします。
- 丸野達夫委員長 中村委員。
- 中村美津緒委員 ありがとうございます。

こちらの質問も以上で終わります。

○丸野達夫委員長 次に、証言を求める事項、地階飲食店りんご箱について発言を許します。中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 今の福島証人の証言から、4番、5番、6番、地階飲食店りんご箱について、アウガ1階水の遊歩道について、ガールフレンドについては証言が得られないものと思われましたので、取り下げをさせていただきます。

○丸野達夫委員長 わかりました。

ただいま中村委員より、アウガ1階水の遊歩道について、アウガ1階1—8区画ガールフレンドについて及び地階飲食店りんご箱について、取り下げをすとの申し出がありましたので取り下げしたいと思います。

次に、証言を求める事項、平成24年度戦略的中心市街地商業等活性化支援事業について発言を許します。中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 福島証人におかれましては、あと2項目でございますので、もう少し御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。平成24年度戦略的中心市街地商業等活性化支援事業について御質問をしてみたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

先ほど、平成24年2月23日付、先ほど福島証人にお見せいたしました公募申請書でございますが、自分が作成に従事したというお話をいただきました。しかしながら、この公募申請書、ビル会社側に存在はしておりませんでした。ビル会社側に書類を求めましたが、ビル会社側は存在していませんでした。

そこでお尋ねいたします。こちらの書類——木村勝治元常務取締役証人にもお話をしましたが、ま、見たことあるかないかちょっとわからないなという証言をいただきましたが、この書類、福島証人一人ではつくれるような文書では私はないと考えております。市側の職員も手伝ったということが明らかになっておりますが、市側の職員のどなたがこの作成、手伝ったかお答えください。

○丸野達夫委員長 福島証人。

○**福島政樹証人** 確かに青森市のほうからも手助けはいただいたんですけども、戦略のこの申請を出すに当たり、担当の方はいらっしゃったんですけども、その方が途中で異動になって、そこからはその方とはやっていないので、その申請に関してのその担当者の方のお名前、ちょっともう覚えていないですね。

○**丸野達夫委員長** 中村委員。

○**中村美津緒委員** それでは、市の協力があつたことは間違いないと。

○**福島政樹証人** 市の協力、そうですね。助言等、アドバイス等はいただいております。

○**丸野達夫委員長** 中村委員。

○**中村美津緒委員** それでは、福島証人は平成 24 年 3 月 21 日、経済産業局に行ったことが明らかになっておりますが、それは当然、平成 24 年度戦略的中心市街地商業等活性化支援事業に関して、ビル会社としてプレゼンテーションを行うために行ったということによろしいでしょうか。

○**福島政樹証人** はい。

○**丸野達夫委員長** 中村委員。

○**中村美津緒委員** それでは、福島証人は複数名で東京のほうに行ったということを伺っておりますが、どなたと行ったか教えてください。

○**丸野達夫委員長** ちょっと待って、東北経済産業局に行ったんじゃないか……。

〔中村美津緒委員「いえ、経済産業局です、東京の」と呼ぶ〕

○**丸野達夫委員長** あ、経済産業局。ごめんなさい、私が間違ってた。

ごめんなさい、東京にプレゼンテーションに行ったという、イエスという答えに対して、誰と行ったんですかという質問ですね。

○**福島政樹証人** 一緒に行ったのは野呂氏と行きました。

○**丸野達夫委員長** 中村委員。

○**中村美津緒委員** もう一人いませんでしたか。

○**福島政樹証人** もう一人……。済みません、質問を質問で返すようなんですが、会社の者でしたでしょうか。

○**丸野達夫委員長** 中村委員。

○**中村美津緒委員** 市の職員でございます。

〔福島政樹証人「市の職員……」と呼ぶ〕

○**丸野達夫委員長** 福島証人、答えられますか。

○**福島政樹証人** 済みません、ちょっと記憶が定かではないですね。

○**丸野達夫委員長** 中村委員。

○**中村美津緒委員** わかりました。記憶にないということでございましたので、わかりました。納得いきませんが、次の質問に入ります。

それでは、平成 24 年 4 月 9 日に経済産業省からビル会社が公募申請を受理

されました。この段階で、福島証人は経済産業省補助事務処理マニュアルを、手元にどうしても必要なので、あったと思うんですが、それは御存じありませんよね。

○丸野達夫委員長 それは申請する際に使ったかということでしょ、違うのですか。

○中村美津緒委員 これからの。

○丸野達夫委員長 わかりますか。

○福島政樹証人 記載例等のマニュアルですよ。は、ありました。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

そうだと思います。それをもとにこれからの申請等手続、工事の着手等々はそのマニュアルをもとに進めていって、当然のことだと思います。しかも、福島証人は当時マネジャーという役職もついておりましたし、いろんな申請書に従事しておりました。その補助事業事務処理マニュアルがあって、私は当然だと思いましたが、それは福島証人一人だけ持っていて、それは何ら効果を発揮しないものでございます。もちろんビル会社全体で共有したと思うんですが、間違いございませんよね。

○丸野達夫委員長 福島証人。

○福島政樹証人 間違いありません。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

続きまして、平成24年7月18日付で東北経済産業局長宛てに提出した交付申請書。交付申請書でございます、次は。7月18日に、交付申請書を提出しております。これも福島証人が作成に従事したということで間違いございませんよね。

○丸野達夫委員長 福島証人。

○福島政樹証人 作成ですか。東北経済産業局のほうから多分フォーマットみたいな契約書が来たものかと思うんですが、それには多分、会社の名前及び代表者の名前、あと代表印が押されているものでしたよね。その作成……。それは、押印捺印するのは私が作成したという形になるんでしょうか、それであれば上の者が押印とか捺印をしていますので、それを私が作成したと言えるのかどうかはちょっと……。

○丸野達夫委員長 押印する前のものをつくったかということでしょ。

○福島政樹証人 前のもの。

○丸野達夫委員長 要はそれを、あれでしょ、福島証人がつくって稟議にかけて、判こもらったのかということでしょ。

〔中村美津緒委員「はい」と呼ぶ〕

○**福島政樹証人** 交付申請書……。ちょっとお時間いただいてよろしいですか。

〔中村美津緒委員「いいです」と呼ぶ〕

○**福島政樹証人** 束になっているいろいろな申請の書類一式全部ということなんでしたっけ。

○**丸野達夫委員長** サンプルあるのですか。

〔中村美津緒委員「済みません、今ないです」と呼ぶ〕

○**丸野達夫委員長** 中村委員。

○**中村美津緒委員** 福島証人、いいです。まあ記憶にないこともございますから、次の質問に入ります。

今のその国の補助事業について、国と市の補助金が今回ありますので、今は国の補助事業についてお尋ねをしております。先ほど山脇副委員長のお話、今回は補助事業でございますので沼田建設に、ビル会社から沼田建設には補助事業であるということを伝えたということは、今証言をいただきました。

私からもう一度確認いたします。それで間違いないですよ。

○**丸野達夫委員長** 福島証人。

○**福島政樹証人** 記憶では間違いないと思います。

○**丸野達夫委員長** 中村委員。

○**中村美津緒委員** 私もそのように伺っておりますので、それが間違いない私は証言だと、適正な証言だと私は思っております。

それでは、その沼田建設に伝えたのは——ここ重要なんですけれども、いつ沼田建設に伝えたのか御存じないですか。

○**丸野達夫委員長** 福島証人。

○**福島政樹証人** その具体的な日にちまでは、申しわけないですがちょっと記憶にないです。

○**丸野達夫委員長** 中村委員。

○**中村美津緒委員** わかりました。

じゃ、いつ沼田建設に伝えたのかわからないということは、誰が伝えたということもわからないと思いますので、この矛盾点をちょっと整理させていただきたいと思います。

福島証人は、この国の補助事業でもございました、そして地下の食街道の5店舗ございました、これはなかなか出店者が決まらなくて非常に苦労したとお聞きしております。そして、福島証人の先輩のSさんに、何とかその業者、出店者を探していただけないかという話をしたということも、そのSさんからお話を聞きました。そして、いよいよ食街道がオープンいたしました。オープニングセレモニーございました。その先輩Sさんにいろいろなお手伝

いをお願いしたということを知っていますが、間違いございませんよね。

○丸野達夫委員長 福島証人。

○福島政樹証人 先輩……。

〔中村美津緒委員「同じ歳だったらごめんなさい」と呼ぶ〕

○福島政樹証人 先輩のSさん……。

○丸野達夫委員長 済みません、私もよくわからないんですけども、その方はかかわりあるんですか、これに。

〔中村美津緒委員「はい」と呼ぶ〕

○丸野達夫委員長 はい、じゃあ続けてください。

○福島政樹証人 それはイベントに対してのお手伝いということですか。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 そうでございます。

○福島政樹証人 かかわった方で先輩でSという方がちょっとどなたなのか……。

○丸野達夫委員長 ここで名前は明らかにできないので、もしあれであれば、証人のところに行って、言ってみて構いません。話が合わないのです。

〔中村美津緒委員、福島政樹証人にSさんの名前を伝える〕

○丸野達夫委員長 福島証人、わかりますか。

○福島政樹証人 わかります。イベント等に関してはお手伝いはさせていただきました。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

そうしますと、そこからの私からの御質問ができるんですが、オープニングセレモニーございました。テープカット、そして鏡割りがございました。それにSさんが写っているので、その部分はちょっとここにお出しできませんが、これをちょっと出してよろしいでしょうか。

〔中村美津緒委員、委員長に資料提示の許可を申し出〕

○丸野達夫委員長 これは何ですか。

○中村美津緒委員 オープニングセレモニーのときの写真です。

○丸野達夫委員長 はい。

○中村美津緒委員 オープニングセレモニーのときの写真でございます。工藤信孝証人はもう一切合財否定をしておりましたが、この鏡割りに工藤信孝証人が写っております。よって、補助事業で食街道がオープンしたオープニングセレモニーに工藤信孝氏が鏡割りをしております。これは、ビル会社が依頼したと思うんですが、工藤信孝氏に。それは福島証人、御存じないですか。

〔福島政樹証人「鏡割りに参加することを依頼したということですか」と

呼ぶ]

○中村美津緒委員 はい。

○丸野達夫委員長 福島証人。

○福島政樹証人 いやあ、それは誰がしたかとか、そういうふうな具体的な中身まではちょっとわからないです。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 わかりました。

工藤信孝証人は、一切合財、私は補助事業だとは知らなかった、知らなかったから民間工事と一緒に手続で見積もりをとり、自分が見積もりを依頼し、そして工事も、そういう補助事業だとわからなかったから事前着工も、もちろん当然のように当たり前前の民間工事としてやったということを自信を持って証言されておりました。これもあの、地元の――社名言っていないでしたっけ、放送した。

○丸野達夫委員長 だめ。

○中村美津緒委員 某テレビ局は、ちゃんと国の補助事業を得て、この食街道が大々的にオープンしたというふうにも報道されておりました。よって、工藤証人、そして沼田建設が補助事業であったということが知らなかったということは、あり得ないというふうに私は思うんですが、福島証人の今までの証言からも考えられないと思いますがいかがですか。

○丸野達夫委員長 済みません、それは福島証人に聞くことではないように思います。

[中村美津緒委員「済みません、申しわけございません」と呼ぶ]

○丸野達夫委員長 続けてください。

○中村美津緒委員 それでは福島証人に、実務上携わったことを幾つかお聞きしてまいりたいと思います。

国の実績報告書にいろいろな文書が添付されておりました。その中に、いわゆる7月――先ほども山脇副委員長がおっしゃいました、工事請負契約書の日付が2枚出てきたり、あとそれから着工日、本当は7月2日に工事が入っているんですが、工事着工日は7月25日というふうに、国に出している申請書が、いわゆるストレートな物の言い方をいたしますと、うその報告がされておりました。で、先ほど工事請負契約書、お見せになりました。ただそれは、これまでの調査で、ビル会社側が作成したというふうに市側の答弁、そして有限会社沼田建設の元従業員工藤信孝氏も、この工事請負契約書はビル会社側が作成したというふうにおっしゃっております。しかし、福島証人は自分をつくっていないというふうに証言いたしました。ということは、ビル会社側の福島証人以外の誰かが作成したということが、ここで明らかになったわけですが、数々の国の実績報告書に挙げている、いろいろな日付が変わっ

て記載されている文書、それ、福島証人みずから従事したことは今明らかになっておりますが、福島証人がみずからつくったというふうな認識でよろしいでしょうか。

○丸野達夫委員長 福島証人。

○福島政樹証人 その工事請負契約書も含めてということですか。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 工事請負契約書は、福島証人はつくっていないということでしたので、ほかの文書でございます。

○丸野達夫委員長 福島証人。

○福島政樹証人 それは先ほども申したとおりで、一人でやった部分、あとはみんなで協力した部分等がありますので、どれが私がつくった、どれがこの人がつくったというものは、ちょっとそこまでは具体的には覚えてはございません。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 こちらなんですけれども、国の実績報告書でございますが、国からいただいた文書でございます。お見せしてよろしいでしょうか。

〔中村美津緒委員、委員長に資料提示の許可を申し出〕

○丸野達夫委員長 経済産業局からもらったのですか。

○中村美津緒委員 はい。

○丸野達夫委員長 どうぞ。

〔中村美津緒委員、福島政樹証人に資料を手渡す〕

○中村美津緒委員 その中身をごらんください。赤の附箋でされているところが、日付が意図的につくられたところでございます。一通り目を通して、それは福島証人が従事したというふうに私は考えておりますが。

〔福島政樹証人「ちょっとお時間いただいてよろしいですか」と呼ぶ〕

○丸野達夫委員長 どうぞ座って見てください。

〔福島政樹証人、当該資料を確認〕

○丸野達夫委員長 ただいま証人が資料を見ている間にお諮りしたいと思いますが、予定の質問時間がまいりましたが、残り1項目になっておりますので、尋問時間を終了するまで延長したいと思いますと思いますが、それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 それでは尋問時間を延長いたしたいと思います。

よろしいですか。それでは質問を続けてください。

○中村美津緒委員 以上のところ、意図的に日にち等々が変えられたと私は考えますが、福島証人が従事したということは明確でございますが、記憶でございますよね。

○丸野達夫委員長 福島証人、答えられますか。

○福島政樹証人 書類自体は私つくった部分、多々あります。ただし、契約書等に関しましては、先ほども申したとおりで、契約の内容等に関しましては、これ私の専門外なので、当然ながら私が作成できるようなものではないです。なのでこの辺は多分相談して、例えば業者の方々と相談をしながらつくったりとかという作業は当然出てきますので、その上で例えば私がただ勝手に工事業者の方と個人的に話をして、この契約書を交わす等は一切ないので、当然ながらこれを最終的に、契約書ですからつくったものを上に見せて、これでいいかという判断を仰いで、その上で最終的にオーケーというふうな判断を下していますので。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 私が先ほどお尋ねしたのは、なので、契約書等々以外、福島証人が作成した文書の中に存在していると思いますが、それは福島証人が作成したので間違いございませんよね。

○丸野達夫委員長 福島証人。

○福島政樹証人 具体的には、この附箋の張ってある部分という認識でよろしいんですね。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 工事請負契約書等々以外の部分でございます。

〔福島政樹証人「以外の部分……」と呼ぶ〕

○丸野達夫委員長 私もいまいち聞いている意味がわからないんですけども、あれだよ、担当者だからあなたがつくったんでしょっていうことを聞いているんでしょ。で、福島さんはそれに対して、もちろん担当だからつくったけれども、会社として、それは契約の部分は上に上げて、それでやっている。で、残りの部分は、自分が専門外だから、業者と相談しながら作成しましたよという答弁だと思うんですけども、私の認識で間違っていますか。

○福島政樹証人 まさにそのとおりなんですけども、実際、細かく——ちょっと的外れな回答かもしれないんですけども、全てとなってしまうと、これデザインから何から全て挟まっていますので、私が入ってない部分——まあ、もらったものをそのままつけているものも当然ありますよ。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 じゃあその国の補助金に対しては、まあ、そういった回答でございましたので、次の市側の報告書についても同じ関連してございますので、そこでまた、ちょっと福島証人にはお尋ねしてまいりたいと思いますので、まずこの国の補助金に関しては、私の質問を終わります。

○丸野達夫委員長 次に、証言を求める事項、青森市「食」街道めぐり事業補助金について発言を許します。中村美津緒委員。

○中村美津緒委員 それでは最後の項目になりましたので、どうぞよろしく
お願いいたします。

初めに、それでは、工藤証人またこちらの今度は市の実績報告書を、委員
長、またお渡ししたいんですがよろしいでしょうか。（「福島さんでしょ」と
呼ぶ者あり）

○丸野達夫委員長 今、何て言った。（「工藤証人」と呼ぶ者あり）訂正して
ください。

○中村美津緒委員 福島証人でございました。申しわけございませんでした。
〔中村美津緒委員、委員長に資料提示の許可を申し出〕

○丸野達夫委員長 はい。

〔中村美津緒委員、福島政樹証人に資料を手渡す〕

○中村美津緒委員 まず、附箋を張っているところがございました。そこを
ちよつとごらんください。市の実績報告書には、福島政樹証人がみずから作
成したと書かれている文書も存在いたします。それをちよつとごらんになっ
ていただきまして、私の質問に入ります。ある程度ごらんになりましたら教
えてください。

〔福島政樹証人「済みません、よろしいですか」と呼ぶ〕

○丸野達夫委員長 福島証人。

○福島政樹証人 この附箋の張ってあるところを閲覧ということでよろしい
んですか。

〔福島政樹証人、当該資料を確認〕

○福島政樹証人 はい、大丈夫です。

○丸野達夫委員長 続けてください。

○中村美津緒委員 じゃ、いま一度それを戻してよろしいですか。

〔中村美津緒委員、福島政樹証人から当該資料を回収〕

○中村美津緒委員 それではまず、こちらの実績報告書にも、福島政樹証人
が従事していたという過日の調査過程と、証言をいただいておりますが、全
部が全部、今までもそうでしたけれども、福島証人が作成できるものではご
ざいせんが、ある程度、こちらの作成の――まあ、実務上の責任者とい
いますか、担当したということによろしいでしょうか。

○丸野達夫委員長 福島証人。

○福島政樹証人 はい、そうです。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

続きまして、こちらの一番最初のこのかがみでございますが、先ほど、一
番最初のこのかがみ。このかがみをつくったの――まあ、突拍子もない質問
になってしまいますが、どうですか、これは福島証人、でも自分は、つくった

のは福島証人でないかもしれませんが、福島証人、この書類はでも見ましたよね。

○丸野達夫委員長 福島証人。

○福島政樹証人 見た記憶はございます。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ということは、もう最初のここの事業開始日、平成24年7月25日とありますが、これもでも実際それでは、適切ではないということも今までの流れから認識できますよね。

○丸野達夫委員長 福島証人。

○福島政樹証人 適切ではないというのは、先ほどの工事請負契約書の7月2日の件と相違しているということに対してのということですよ。日付が違うというのであれば、それは違うと思います。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 貴重な証言ありがとうございました。

実際そうでございます。流れからいきますと、実際7月25日から工事を着工したわけではありません。もともと7月2日から工事が着工されております。よって、これまでの調査、そして福島証人の証言から考えますと、この補助事業、7月2日からもう実際工事に入っていたということは明らかでありまして、交付決定後でなければ工事請負契約書を交わすこと、そして工事を着手することはできないというふうに、先ほど出てきました補助事業事務処理マニュアルにも、そう書かれております。そのこと、中身、福島証人は御存じでしたでしょうか。

○丸野達夫委員長 福島証人。

○福島政樹証人 期日前の着工の項目に関しては、記載は見た記憶がありません。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 今、また貴重な証言をいただきました。ということは、わかっていながらも、そのまま黙認をして工事が着手をしたというふうなことが、今、明らかになりました。

続きまして、次の質問に入りますが、今までこの実績報告書の中にいろいろと競争見積もりをした、エス・アイ・アール建築計画事務所さんが見積もり依頼をした、最終的には低価格落札業者の沼田建設に発注したというふうな、いろいろな――つまり、うその報告書が、うその報告書がこれに数々、10通16カ所の誤りのあるものがこの実績報告書に添付されております。それも先ほどごらんになってわかったと思うのですが、そのことについてやはり違っていたという認識、今、持たれましたでしょうか。

○丸野達夫委員長 福島証人。

○**福島政樹証人** 済みません、ちょっと質問の内容がよくわかりません。

○**丸野達夫委員長** 中村委員。

○**中村美津緒委員** 大変申しわけございませんでした。

先ほど、工事着工は7月2日というふうにされていたのはもう明らかになりました。ただ、この実績報告書の中に、工事の着工日が7月25日というふうな書かれていたり、見積もり選定に当たりビル会社がした、そして見積もり業者を低落札業者に、沼田建設に決めたというふうに、あからさまに競争見積もりをしたというふうな内容がここに記載されているものが添付されています。それは今ごらんになって、御存じになりましたよね。

〔福島政樹証人「いや、先ほどの附箋の中にはその記載はありませんでしたよね」と呼ぶ〕

○**丸野達夫委員長** はい、中村委員。

○**中村美津緒委員** じゃ、済みません。ここ。

〔中村美津緒委員、委員長から証人への資料提示の許可を申し出〕

○**丸野達夫委員長** どうぞ。

〔中村美津緒委員、証人へ資料を手渡す〕

〔福島政樹証人、当該資料を確認〕

○**中村美津緒委員** 先ほどお見せいたしました。事実とは異なることが福島証人も認めました。事実とは異なるこの文書がこの実績報告書に記載され、市側へ提出されて市側がこれを受理しております。その……。

○**丸野達夫委員長** 事実と異なるというのは。どこを認めたのか私にはわかりません。

〔福島政樹証人「うん。私もちょっと済みません、認めた記憶はないです」と呼ぶ〕

○**中村美津緒委員** 申しわけございませんでした。

事実と異なるというところは、実際の見積もりするに当たりまして、沼田建設の工藤信孝氏がムラヤマ建設さん、藤本建築様にみずから見積もり依頼をしたということが、工藤証人の証言で明らかになりました。で、また、競争見積もりも適正に行われていないということも明らかになりました。そして、平成24年7月25日から工事が入ったのではなくて、平成24年7月2日から工事が入ったということも明らかになりました。

しかしながら、その事実とは異なる内容の文書がこちらに記載されて添付されておりますが、先ほどお見せいたしました事実とは異なるこの文書が添付されていることに対しまして、福島証人はこの事実と異なった文書があったことを認めますか。

○**丸野達夫委員長** ごめん。俺もわからないわ。ごめん。

○**福島政樹証人** 委員長、よろしいでしょうか。発言のほうさせていただい

て。

○丸野達夫委員長 言えますか。福島証人。

○福島政樹証人 先ほど山協議員様のほうで一番最初にお話になった際に、まず私のほうの記憶ではございますけれども、あくまでも沼田建設さんのほうから出された7月2日の契約書というのは、私がちょっと見た記憶が全くないものですから、そこが日付の相違って部分に関してはちょっと私はわかりませんって一番最初にしゃべったと思うんですよ。なので、今異なる事実を認めますかというふうに押し切られても、ちょっと一番最初に申したとおりでして、ちょっと日付の曖昧さの部分に関しましては、どうしても一番一ま、これも先ほど山協議員様のほうに話したときと同じで、どうしてもあいている区画の整備等の工事なものなのか、それとも食街道にそれも一部かかわっていたものなのかという判断は、私は工事業者ではないのでわかりかねるという話、ちらっと先ほどしたんですけれども、その部分をちょっと言いたいなと思っています。

○丸野達夫委員長 百条委員会は、証人が当時の記憶をもとに発言するものでありますので、今、証人の感想を聞くとか、それはちょっとこの場では適切ではないと思いますので、そこは注意してお聞きしてください。

○中村美津緒委員 はい。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 本当に大変申しわけございませんでした。おわび申し上げます。

私が伝えたかったのは、私たちが調べてきた事実と異なる文書がこの実績報告書に添付されており、それが市側へ提出され、それが市側が受理をして、それを市側が認めて市の補助金を出したということでございますので、非常に事実と異なることが実績報告書に添付されておりましたから、ちょっと違うんじゃないかなという思いでございました。

福島証人の行いましたのは、実務に関しましてお尋ねしてまいりたいと思います。誰がもう作成したのかもわからないような状況でありました。で、同じくこれも実績報告書に添付されている書類でございますので、ちょっとごらんになっていただきたいと思います。

〔中村美津緒委員、委員長から証人への資料提示の許可を申し出〕

○丸野達夫委員長 はい、いいです。

〔中村美津緒委員、証人へ資料を手渡す〕

〔福島政樹証人、当該資料を確認〕

○中村美津緒委員 よろしいでしょうか。そちらも実績報告書に添付されておりました。そちらの黒く塗られているところ、そこにエス・アイ・アール建築計画事務所さんのロゴが入っておりました。その文書が、市側ではビル会

社が作成したものではないというふうにおっしゃいました。ところが、同じくエス・アイ・アール建築計画事務所さんも当社が作成した文書ではないというふうなことをいただいておりますが、福島証人、その文書どなたが作成したか御存じございませんでしょうか。

○丸野達夫委員長 福島証人。

○福島政樹証人 まず、内容に関しましても、ちょっと済みません。私も全く内容に関してはわからない内容ですので、具体的にかなり専門的な消防法等、わかる方が事務所にいたかどうかまでのちょっと私も認識がないので、ちょっとわかりかねる部分ではあります。はい。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 わかりました。

それでは次の文書でございますが、これは福島証人の名前が記載されている文書でございます。

〔中村美津緒委員、委員長から証人への資料提示の許可を申し出〕

○丸野達夫委員長 仕様書でしょ。はい。

〔中村美津緒委員、証人へ資料を手渡す〕

〔福島政樹証人、当該資料を確認〕

○中村美津緒委員 そちらの書類には、福島証人のみずからの名前が記されている文書でございますので、そちらに関しては記憶がございますよね。

〔福島政樹証人「こちらは記憶ございます」と呼ぶ〕

○中村美津緒委員 じゃ、1枚私いただいてよろしいでしょうか。

〔福島政樹証人、1枚資料を返却〕

○中村美津緒委員 こちら、福島証人が地下あおもり「食」街道戦略補助金ソフト事業に関する競争見積もりをするための仕様書が福島政樹証人がつくったということが明らかになりましたが、ただ私、すごくここに深い疑問を抱いているんです。2012年1月9日と日付が記載されております。2012年1月9日の段階では、傍線引っ張っておりますが、対象飲食店、地下あおもり食街道内5店舗、催事含む並びに1階リアンというふうに名前、書かれておりますよね。この2012年1月9日の段階では、1階リアン、この店名リアンという名前はまだ決まっておりました。なぜこの1月9日の段階でリアンという名前がわかっていたのかというのが私、すごい深く疑問を抱いておりますが、これ記憶にございますでしょうか。

○丸野達夫委員長 福島証人。

○福島政樹証人 まず、こちらのスイーツコーナーで一番最初にオープンしたパン屋さんなんですけれども、もともとアウガの2階のほうで催事をやっております、そのとき……。済みません、ちょっと店名まではちょっと覚えてないんですけれども、2階で催事をやっていたときにいろいろ社長様と

お話しした経緯……。済みません、そのときの店名だったものなのか、下におりた段階でこの名前に変えたのかはちょっとそこまでは覚えていないんですけれども。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 そのスイーツコーナーの元オーナー、株式会社Kの元オーナーは私に、この店名を決めたのは5月、6月ぐらいのことだったというふうにお話をされているので、この1月にはまずリアンという店名は存在しませんでした。続きまして、この2012年1月9日というのは、青森市でも国のほうでもまだこの戦略補助金について公にまだ出ていない日付でございます。なので、なぜこの段階で福島政樹証人がこういったあおもり「食」街道戦略補助金のソフト事業に関しまして、こういった仕様書が出せるのかというのが非常に深く疑問を思っておりました。よろしいでしょうか。

そこで、次のこれに対する見積書が提出されております。じゃ、委員長。ちょっとお見せしてよろしいでしょうか。公募申請書の見積書と交付申請書の見積書です。

〔中村美津緒委員、委員長から証人への資料提示の許可を申し出〕

○丸野達夫委員長 いいですよ。

〔中村美津緒委員、証人へ資料を手渡す〕

〔福島政樹証人、当該資料を確認〕

○中村美津緒委員 今、2つの見積もりを福島証人に見ていただいておりますが、それはアクティブワークスさんが4月に出了した公募申請書に出した見積書と、そして交付申請書の見積書でございます。その2つの見積もり——これは先ほど福島証人もおっしゃいました、ま、中身はある程度見たときがあるというふうにおっしゃいましたが、その見積書も記憶にあると思います。なぜなら福島証人が、この1月にその見積書に伴う仕様書を、福島証人が作成したからでございます。いかがですか。

○丸野達夫委員長 福島証人。

○福島政樹証人 大変申しわけございません。よろしいですか。

済みません、西暦での明記と普通の和暦でのになっているので、これ具体的にどっちがどっちなのかとちょっと年度を知りたかったんですけれども。

○丸野達夫委員長 わかりますか。

○中村美津緒委員 平成24年1月9日でございます。

〔福島政樹証人「その上に書いているのがこれ、じゃ、2012年1月、これは一緒ってことでよろしいですか」と呼ぶ〕

○中村美津緒委員 はい。平成24年1月9日の日付でございます。

〔福島政樹証人、当該資料を再度確認〕

○丸野達夫委員長 よろしいですか。

○**福島政樹証人** はい。要は日にちが早すぎるっていう意味合いですか。

○**丸野達夫委員長** 中村委員。

○**中村美津緒委員** まず、福島証人が見積書を作成するに当たり、必要な仕様書を福島証人がつくっております。それをまず認めたということによろしいですよ。

○**丸野達夫委員長** それは、先ほど来の質問で認めていますので。

○**中村美津緒委員** はい。で、それから質問をいたします。

そしてその公募申請書、交付申請書。そちらの今、御見積書、手元にA、Bとあると思うんですが、それもごらんになっておりましたよね。

〔福島政樹証人「これは見ております、はい」と呼ぶ〕

○**中村美津緒委員** ありがとうございます。

じゃ、続きまして行きます。

〔中村美津緒委員、委員長から証人への資料提示の許可を申し出〕

○**丸野達夫委員長** はい、どうぞ。

〔中村美津緒委員、証人へ資料を手渡す〕

〔福島政樹証人、当該資料を確認〕

○**中村美津緒委員** 福島証人が、このソフト事業の見積もりにも大きくかわっていたということでございまして、ソフト事業に、見積もりについてお尋ねしてまいりたいと思います。

先ほど公募申請書、交付申請書の見積もりも福島証人はごらんになったということでございますが、それはアクティブワークスさんからその見積書が公募申請書、交付申請書の御見積書が提出されておりますが、最後にアクティブワークスさんから御見積書が提出されたそのフォーマット、書式が違うんですね。でも、それは公募申請書、交付申請書が提出されたアクティブワークスさんの見積書でございまして、それはアクティブワークスさんから提出された見積書で間違いはないでしょうか。

○**丸野達夫委員長** 福島証人。

○**福島政樹証人** 済みません、フォーマットが違うというのはどこが違うということでしょうか。

○**丸野達夫委員長** 中村委員。

○**中村美津緒委員** 公募申請書と一一公募申請書に提出された見積書と交付申請書に提出された見積書、手元にありますよね。

〔福島政樹証人「はい、ございます」と呼ぶ〕

○**中村美津緒委員** それとアクティブワークスさんの見積書をごらんください。フォーマット、書式が違いますよね。本来であれば、同じ者が見積もりを提出する場合はフォーマットはそんな変えないと思うんですが。

○**丸野達夫委員長** 福島証人。

○**福島政樹証人** 申しわけございません。ちょっと具体的に違う箇所を教えてくださいたいんですが、よろしいでしょうか。

○**丸野達夫委員長** 指さして提案してもらいますか。

〔中村美津緒委員「この書式とこの書式は同じです」と呼ぶ〕

〔福島政樹証人「ああ、これじゃないんですね」と呼ぶ〕

〔中村美津緒委員「ただこれが最後提出されております。これが違いますよね」と呼ぶ〕

〔福島政樹証人「あの、社名がないのでどれがどれかちょっとわからないんですよ」と呼ぶ〕

〔中村美津緒委員「これがアクティブワークスさんと私、伝えました」と呼ぶ〕

〔福島政樹証人「先ほど博報堂さんとおっしゃられたのはどれになるんでしょうか」と呼ぶ〕

〔中村美津緒委員「博報堂さんは今ないです」と呼ぶ〕

〔福島政樹証人「そうなんですね、はい」と呼ぶ〕

〔中村美津緒委員「これと書式、違いますよね。違いますよね」と呼ぶ〕

〔福島政樹証人「中身ですか」と呼ぶ〕

〔中村美津緒委員「何というんですか、こういうところとか」と呼ぶ〕

〔福島政樹証人「ああ、はい、わかりました。理解しました、はい」と呼ぶ〕

○**丸野達夫委員長** 書式の違いを福島証人に認めさせて……。

○**中村美津緒委員** 次の質問に。はい。

○**丸野達夫委員長** あ、はい。中村委員。

○**中村美津緒委員** じゃ、書式は違うことはお認めになりましたよね。微妙にですけれども。

〔福島政樹証人「ちょっと待ってください」と呼ぶ〕

○**丸野達夫委員長** 福島証人。

○**福島政樹証人** 確かに、ま、見たからに書式は多少色ついたりとかって違う部分はあるんですけれども、これに対して私が違うっていう、認めるその意味が私にはちょっと理解できないというか、会社の問題だと思うんですが、どうなんでしょうか。

○**丸野達夫委員長** 中村委員。

○**中村美津緒委員** これからの問題になりますので、はい。まずそこは、見てもすぐわかりますよね。

〔福島政樹証人「書式……。そうですね、色とかがついて……。済みません」と呼ぶ〕

○**丸野達夫委員長** それは、でも福島さんの責任ではないんじゃないですか。

書式が違うは。中村委員。

○中村美津緒委員 はい。というのは、これまでの調査につきまして、ソフト事業に関しまして、福島証人にお尋ねいたしますが、仕様書、ここまで福島証人がつくりました。で、こちらも見積もり競争したことになっております。福島証人、それは御存じでしたでしょうか。

〔福島政樹証人「はい、しています」と呼ぶ〕

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 どなたに頼んだか、御記憶ございますか。

○丸野達夫委員長 福島証人。

○福島政樹証人 企業名でよろしいのでしょうか。

○丸野達夫委員長 この場合は公開されていますので大丈夫です。

○福島政樹証人 公開されている。株式会社ジャパנקリエイティブさんと、青森博報堂さん……。

○丸野達夫委員長 東北博報堂じゃないですか。

○福島政樹証人 ああ、東北博報堂さん。はい、だと思います。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

それは福島証人がみずから選定することはできないと思うんですけれども、それはビル会社側で選定したということになるのでしょうか。

〔福島政樹証人「そうですね。最終的には全員でこういうところに見積もりを出すということで上からの決裁をもらって、それで見積もりをもらっております」と呼ぶ〕

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 その見積書は、双方から来た見積書は、福島証人はごらんになったことはありましたでしょうか。

○丸野達夫委員長 ごめん、双方というのは。中村委員。

○中村美津緒委員 申しわけございませんでした。

東北博報堂さんとジャパנקリエイティブさんからその見積書を、提出されていたその見積書はごらんになったときありましたでしょうか。

○丸野達夫委員長 福島証人。

○福島政樹証人 私がということですね。見たことはあります。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ありがとうございます。

これまでの調査におきますと、東北博報堂さん、そしてジャパנקリエイティブさんは、みずから見積書を提出した記憶はない、あり得ないというお話をされております。で、東北博報堂さんに限っては、そちらの見積書——当社のフォーマットと違うということでございます。

先ほど、福島証人の証言だと、かなりその矛盾点が、また新たな問題点が出てきましたが、それはビル会社側として一緒に従事いたしました、それは嘱託契約職員でございました野呂周生氏も一緒にわかっていたという認識でよろしいでしょうか。

○丸野達夫委員長 福島証人。

○福島政樹証人 済みません、そもそもその博報堂さん——ま、その残りの2社に関して、見積書を出した記憶がないというその御質問に対してのちょっと意味がよくわかりません。私が直接依頼したところですので。

○丸野達夫委員長 ただいまの質問では、福島証人が3社に対して見積もり合わせを行ったということで相違ないという発言だったと思います。それに先立ちまして、当委員会では実は東北博報堂さん及び……。何だっけ。（「ジャパנקリエイティブ」と呼ぶ者あり）ジャパנקリエイティブさんに——からだっけ。からだね。質問したんだっけ。から来たんだっけ。（発言する者あり）この2社に対して文書で質問いたしました。その文書に対する回答として、両者からそのような依頼をビル会社から受けたこともないし、見積書を提出したことがないという回答があったものですから、そのことに対する多分質問だと思います。

質問を続けてください。

○中村美津緒委員 その2社から見積書を提出したことはないというふうに断定をしたんですが、今の福島証人との証言と食い違うところがありました。

じゃ、次の質問に行きます。

〔中村美津緒委員、委員長から証人への資料提示の許可を申し出〕

○丸野達夫委員長 どうぞ。

〔中村美津緒委員、証人へ資料を手渡す〕

〔福島政樹証人、当該資料を確認〕

○中村美津緒委員 競争見積もり、ま、本当は適正にされておられませんというのがもう明らかになったんですが、そちらに青森市の実績報告書に添付されている実績報告書の中の3社の見積書でございました。それをごらんください。

福島証人がみずから証言をいたしました。福島証人がつくったこのソフト事業の仕様書のとおり本来であればその3つの見積書の作成が各業者が行います。それをごらんください。そこに3つの御見積書、名称、数量、金額、そして備考とありますが、全部で301文字ございました。スペースキー、ドット数、全て一緒です。非常に不自然だと私は考えておりました。301文字。スペースキーもドット数も全部一緒。301文字。天文学的な奇跡的な3社の見積もりでございます。

この件に関しまして福島証人、ストレートに聞きます。そちらの見積書、ビル会社で作成したのではないかと私は考えておりますが、お答えください。

○丸野達夫委員長 福島証人。

○福島政樹証人 違います。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 わかりました。

じゃ、その証言をもちまして、新たに今度は証人として呼んでおります見積もり提出業者にお話を伺ってまいりたいと思います。

改めて、最後にお尋ねいたします。

じゃ、それでは、このソフト事業に関する見積もりをするために必要な仕様書、これは福島証人が先ほどつくったことは間違いないというふうにお話をされました。それでは、日付が全く異なるということが、今、明らかになりました。平成24年1月9日の段階では、青森市の補助金はまだ前市長の鹿内市長もこれは発表されておられません。初めて発表されたのは、平成24年2月17日でございます。それ以前に福島証人がこれ、知り得るということはあり得ないこととございますが、何かお気づきになりませんか。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 つまり、青森市の補助金が出ますよというふうな発表が出る前に、福島証人がこのあおり「食」街道戦略補助金のソフト事業の仕様書がつかれるはずがないんです。

そこでお尋ねいたします。この文書、本当に平成24年1月9日に作成されたものかお尋ねいたします。

○丸野達夫委員長 福島証人。

○福島政樹証人 済みません、今言える見解としましては、要は申請するに当たっての事業……。ま、経産省に出すための資料だったのかなってというふうな感じはしますけれども、ちょっとまあ、日付が具体的にいついつって言われてもちょっとどうなのかっていうのは何とも言えない部分ではあるんですけれども。ま、そうですね……。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 まずもって、この平成24年1月9日の段階で、先ほど国の補助金というお話もございましたが、この段階であおり食街道という名称は一切出てきません。国の補助金でも食のエリアパークあおり等と、このあおり食街道はかなり後になっての文言なんですよね。なので私は、この文書も、この青森市の実績報告書に提出されていた文書も、ある意味ほとんどが作為的に私につくられた文書ではないのかなというふうな私は疑いを持って、その疑いが晴れません。

ただ、今の福島証人のお話からまずわかったことは、沼田建設に対して補

助事業であるということを伝えていたということ。次に、自分がこの今までの福島証人のマネジャーという役職であったけれども、ある程度それは名前だけであって、いろんな文面に対してはやっぱり上司がいて、取締役がいて、取締役会で決議をされていたので、それは順序よく自分はやっていたということ。そして、国の補助金、市の補助金の全ての書類には、福島証人が従事していたということ。ただ、今、問題がまだ明らかになっていないのは、うその契約書、そしてうその工事請負契約書等が誰が作成したのか、今がますますわからなくなりました。市側の答弁ではビル会社がつくったというお話でございました。工藤信孝証人もビル会社側がつくったというお話でございましたが、福島証人の話では、ビル会社側はつくっていないというお話でございました。それは、福島証人が自分がつくっていないからわからないということでしょうか。それともビル会社側がつくっていない、どちらでしょうか。

○丸野達夫委員長 福島証人。

○福島政樹証人 先ほども申したとおりで、私はつくっていないというお話です。

〔中村美津緒委員「わかりました」と呼ぶ〕

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 そして、数々の実績報告書にいろいろな本来正しく記載する日付等々が誤った、つまり、うその記載された報告書も明らかになったわけですが、そしてこの補助金の、そしてソフト事業でございました。また問題が明らかになったのが、今までは見積もりを提出した業者、この3社のうち2社はビル会社から依頼を受けていないということが明らかになっているんですが、先ほどの福島証人のお話では、ビル会社側が依頼をしたという話に今食い違っていることも明らかになりましたので、これからの私たちの調査にも今の証言をしっかりと調査の糧にしていきたいと思います。場合によっては、また福島証人にお尋ねするときもあると思いますが、これからも御協力のほどよろしくお願ひしたいと思います。

私の質問は以上で終わります。

○丸野達夫委員長 どうぞ、お座りください。

以上で福島政樹証人に対する尋問は終了いたしました。

福島政樹証人には、長時間御苦勞さまでございました。ありがとうございます。御退席していただいて結構でございます。

〔福島政樹証人退席〕

○丸野達夫委員長 以上で元青森駅前再開発ビル株式会社職員福島政樹証人の証人尋問を終わります。

証人尋問及び証人喚問の要求が出ておりますので、委員会を引き続き開催いたしますが、この際10分程度、部屋の準備の関係上、休憩いたしたいと思います。

います。

再開は 10 分後とし、第 1 委員会室で行いたいと思います。

御苦労さまでございます。

午後 0 時 33 分休憩

午後 0 時 44 分再開

○丸野達夫委員長 休憩前に引き続き委員会を開催いたします。

案件、証人喚問についてを議題といたします。議会事務局に説明を求めます。議事調査課長。

○齋藤賢剛議事調査課長 それでは、案件の 2 でございます。

お手元に配付の資料「アウガ問題調査特別委員会 証人尋問通告一覧」のとおり、主尋問及び補足尋問あわせまして、元青森駅前再開発ビル株式会社代表取締役社長澤谷壽光氏に対し 8 件、同社元代表取締役副社長加賀谷久輝氏に対し 8 件の証言を求める事項が提出されておりますので、内容の御確認をお願いいたします。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 ありがとうございます。

証人尋問通告内容を確認する前に、調査事項 2 「アウガが経営破綻に陥るに至るまでの行政関係等の関与の状況調査」に係る具体的な調査事項について協議したいと思います。

当該調査事項に係る具体的な調査事項として、去る 10 月 10 日の本委員会におきまして、「あおり『食』街道めぐり事業及び青森市『食』街道めぐり事業における活性化（ソフト）事業に関する事項」を決定したところであります。

これまで調査を進めていく中で、委員の皆様は、さまざまな資料を閲覧してきたかと思いますが、その中でも、青森駅前再開発ビル株式会社の取締役会議事録に関しましては、その内容に関連して確認したい事項等があるのではないかと考えております。

そこで、調査事項 2 「アウガが経営破綻に陥るに至るまでの行政関係等の関与の状況調査」に係る具体的な調査事項として、「青森駅前再開発ビル株式会社の取締役会に関する事項」を追加したいと考えておりますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 それでは、調査事項 2 「アウガが経営破綻に陥るに至る

までの行政関係等の関与の状況調査」に係る具体的な調査事項として、「青森駅前再開発ビル株式会社の取締役会に関する事項」を追加いたします。

次に、証人尋問の通告内容を確認してまいります。

まず、元青森駅前再開発ビル株式会社代表取締役社長澤谷氏に対しては、主尋問及び補足尋問合わせて8件の証言を求める事項が提出されておりますが、記載のとおりでよろしいでしょうか。里村委員。

○里村誠悦委員 尋問の内容を聞いているんですけども、なかなか端的に――何と言うのかな、引き出せないのはそうなんだろうけれども、回りくどくでなく、やはりさっところ、切りがいいというか、聞きたいから切れが悪いんですけども、何かそここのところ聞いていると、何かもちゃもちゃという感じに思って、それで聞き出せない。ですから、尋問する方は、やはりそここのところをちゃんと踏まえて、しっかりとした質問、尋問をしてほしいなと。要望です。

○丸野達夫委員長 そのように要望がありましたので、質問者は、尋問内容をさらに精査して臨んでいただきたいと思います。

ほかにございますか。秋村委員。

○秋村光男委員 証人として出頭してもらうことについては反対するものではありません。ありませんけれども、今回の、今私たちが進めている取り組み、いわゆる百条委員会の中の要綱の中に、質問時間はおおむね1時間と記載されています。ただ、この委員会の中で了解を得れば延長することはできるというふうになっています。ですから質問者は、まずおおむね1時間だよということをまず頭に入れて質問をしなきゃだめだと私は思います。そここのところ、お二人も理解しているはずです、質問時間はおおむね1時間ということ。こここのところをぜひとも御理解をいただきたいと思います、これも要望でございます。

○丸野達夫委員長 ただいま、秋村委員より質問時間についての要望がありましたので、その点も留意して質問をされるようにしてください。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 それでは、資料のとおり決定いたします。

次に、証人喚問する日時を協議したいと思います。

平成30年1月12日の午前10時にしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔赤木長義委員「もう一回」と呼ぶ〕

○丸野達夫委員長 平成30年1月12日午前10時。

〔赤木長義委員「火曜日だっけ」と呼ぶ〕

〔齋藤賢剛議事調査課長「金曜日です」と呼ぶ〕

○丸野達夫委員長 金曜日だそうです。竹中先生の御都合もちょっとあるものですから。よろしいですか。

〔藤原浩平委員「午前 10 時からだか」と呼ぶ〕

○丸野達夫委員長 午前 10 時からでございます。

〔藤原浩平委員「前にもしゃべってなかったっけ」と呼ぶ〕

○丸野達夫委員長 一応言ってるんだけど、今後議決しなきゃいけないものですから。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 それでは、証人喚問する日時は、平成 30 年 1 月 12 日午前 10 時、開催場所は第 3・第 4 委員会室といたします。

以上で、証人喚問の議決に必要な項目の協議が調いましたので、改めてお諮りしたいと思います。

「証人喚問の件」を議題といたします。

アウガ問題に関する調査特別委員会で疑義の残った事項、平成 25 年 3 月に行った地階飲食店の出店に伴う工事及び「アウガ 1 階水の遊歩道工事①」、「アウガ 1 階水の遊歩道工事②」、「アウガ 1 階 1—8 区画ガールフレンド」の工事に対し、青森駅前再開発ビル株式会社が工事費を負担していたことに関する事項及びアウガが経営破綻に陥るに至るまでの行政関係等の関与の状況調査についての調査を行うため、地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づき、来る平成 30 年 1 月 12 日午前 10 時に、議事堂第 3・第 4 委員会室において、元青森駅前再開発ビル株式会社代表取締役社長澤谷壽光氏を証人として本委員会に出頭を求め、証言を求める事項、元青森駅前再開発ビル株式会社におけるスタンスについて、コンサルタント契約について、リーシングについて、取締役会での発言について、地階飲食店りんご箱について、地階飲食店りんご箱の契約変更合意書について、稟議規程の内容について、取締役会の内容について、証人尋問を行いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は、地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づき、澤谷壽光氏を証人として本委員会に出頭を求めることに決しました。

次に、元青森駅前再開発ビル株式会社代表取締役副社長加賀谷氏に対して、主尋問及び補足尋問を合わせて 8 件の証言を求める事項が提出されておりますが、記載のとおりでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 それでは、資料のとおり決定いたします。

次に、証人喚問する日時を協議いたします。

平成 30 年 1 月 12 日午前 11 時にしたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 それでは、証人喚問する日時は、平成 30 年 1 月 12 日の午前 11 時、開催場所は第 3・第 4 委員会室といたします。

以上で、証人喚問の議決に必要な項目の協議が調いましたので、改めてお諮りいたしたいと思えます。

「証人喚問の件」を議題といたします。

アウガが経営破綻に陥るに至るまでの行政関係等の関与の状況調査について調査を行うため、地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づき、来る平成 30 年 1 月 12 日午前 11 時に、議事堂第 3・第 4 委員会室において、元青森駅前再開発ビル株式会社代表取締役副社長加賀谷久輝氏を証人として本委員会に出頭を求め、証言を求める事項、取締役会における市としての立場について、取締役会での発言について、取締役会について、青森駅前再開発ビル株式会社代表取締役副社長としての市への報告について、青森駅前再開発ビル株式会社の経営について、取締役会のあり方について、稟議規程の内容について、元金償還について、証人尋問を行いたいと思えます。

これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は、地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づき、加賀谷久輝氏を証人として本委員会に出頭を求めることに決しました。

案件の 3、「証人喚問要求について」を議題といたします。議会事務局に説明を求めます。議事調査課長。

○齋藤賢剛議事調査課長 それでは、案件の 3 でございます。

お手元に配付の「アウガ問題調査特別委員会証人喚問要求書」をごらんください。

新政無所属の会会派の中村美津緒委員から 2 名、日本共産党会派の山脇智委員から 2 名の証人喚問の要求がございますので、このことについて御協議をお願いいたします。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 このことにつきまして、中村美津緒委員に説明を求めたいと思えますが――新政無所属の会より、元青森駅前再開発ビル株式会社営業企画部次長明本氏、元青森駅前再開発ビル株式会社代表取締役会長鹿内博氏の喚問要求が出ておりますので、このことについて説明をお願いいたします。中村委員。

○中村美津緒委員 御説明をさせていただきます。

元青森駅前再開発ビル株式会社営業企画部次長明本成男様に関しましては、今までのこれまでの調査、取締役会の内容、そして市側がこれまでの調査について、明本元次長から聞いた話といろいろな矛盾点があることから、そしてまた、きょうの証言していただきました福島証人の元上司ということもございまして、この方からのお話を聞くべきと思ひまして提案をさせていただきます。

鹿内博代表取締役元会長におきましては、当時の最高責任者でございましたので、この方のお話も当然にして聞くべきだと思ひまして提案をさせていただきます。

以上です。

○丸野達夫委員長 ありがとうございます。

このことにつきまして、何かありますか。赤木委員。

○赤木長義委員 1番の明本氏については理解ができます。ただ、なぜ社長の佐々木さんと呼ばないで、というかその、それがなぜ急に会長になるのが余り理解ができないんですけれども。(発言する者あり) 証人喚問……。

○丸野達夫委員長 佐々木さん。佐々木淳一さん。

○赤木長義委員 佐々木淳一さんがそのとき社長だったでしょう。筋としては社長を呼ぶのが、会長というのは確かに代表権あるかもしれないけれども、順番としては社長が先だと思ひ、それで、会長というか、市長として、実質はもう市政万般にやっていたわけだから、アウガについては責任をとらなきゃいけないということで会長になったかもしれないけれども、佐々木淳一さんのほうが実務的にはやっているわけですから、佐々木さんと呼ばるのが筋であって、私は鹿内市長を呼ぶことは反対したいと思います。

○丸野達夫委員長 ほかにございませうか。秋村委員。

○秋村光男委員 私も今の発言、同じでございませう、趣旨からすると。

○丸野達夫委員長 呼ぶなら佐々木淳一氏を呼んでから。

○秋村光男委員 そうです。会長じゃないです。当時の社長ですな。会長じゃない。そう思ひませう。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 私も、佐々木経済部長は当然当時社長で、さまざまな実務を行っていたので。

○丸野達夫委員長 部長で社長だったっけ。(発言する者あり) はい。

○山脇智委員 当然、呼ぶ必要もあるとは私も思ひませう。今回、鹿内博元代表取締役会長の証人喚問書が出されているわけなんです、当然、私も佐々木社長も呼ぶべきだと思ひませう、同様に鹿内代表取締役会長も呼ぶべきだと思ひるので、順番の問題はあるにしても、今私は出されていることには賛成したいと思います。

○丸野達夫委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 意見の相違はあるかもしれないけれども、あくまでも市政万般を整えていた市長を呼ぶという話よりは、まずこの事実を一つ一つ積み重ねるのが百条委員会の趣旨であるならば、やはりきちんと会社の社長を先に呼ぶというのが筋論だと思います。その辺を誰が先に呼ぶかというのがあるかもしれませんが。要は、そこまでのどういう話が出てくるか、代表権を持っているやっぱり社長を呼ぶというのが、それが当然の話だと思う。その辺をちゃんときちんと委員会の中で確認をしていきたいと思うので、そこは……。

○丸野達夫委員長 ちょっと誤解がないように言っておきますけど、社長を呼びたいということではないですよ。呼ぶなら社長が先だということですよ。

○赤木長義委員 そういうことです。私は鹿内さんを呼ぶのは——まず明本さんをこの間の話の中では賛成だけれども、今の段階では鹿内博さんを呼ぶのではなく、そしてもしも呼ぶんだったら佐々木さんが先だろうということです。

○丸野達夫委員長 呼ぶなら、明本さん、佐々木さん、鹿内さんの順で呼ぶべきだけれども、今はまず明本さんを選んで聞くべきだという意見ですよ。

○赤木長義委員 そういうことです。

○丸野達夫委員長 ほかにございますか。議事調査課長、どうぞ。

○齋藤賢剛議事調査課長 念のため、委員の皆様御承知のこととは思いますが、一応念のための確認でございまして、調査事項の(1)アウガ問題に関する調査特別委員会で疑義が残った事項、こちらの部分に関しましては、これもつばら、年度でいきますと平成24年度の内容でございまして、平成24年度に関しましては、今話題になっております元代表取締役会長の鹿内氏、及び今話題になっている同社社長の佐々木氏については、これは24年度はまだ役職にはなっておりません、(1)については。もし、調査事項として関連するとすれば、(2)アウガが経営破綻に陥るに至るまでの行政関係等の関与の状況調査、ここで先ほど、取締役会についてというのを具体的な調査事項として追加しておりますので、こうなりますとそれ以降も取締役会は開催されておりますので、その中での調査ということであれば、あくまでもビル会社の元会長である、あるいは元社長である者に対して聞くということは、考え方としては成立するんですけども、一応その部分だけ明確にすみ分けていただいて、当時、平成24年度当時は、例えば鹿内氏は当時は市長であったりとか、例えば佐々木氏は理事者であったりということですが、そこ、あくまでも今回はビル会社の役員として証人喚問するということになりますので、そこは明確に一応切り分けて考えていただければということをお補足させていただきます。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 中村委員に申し上げますが、ただいま赤木委員が明本氏を優先してやるのであれば、佐々木社長、鹿内会長の順番でやるべきであるというお話がありました。そのようには考えていないということですか。中村委員。

○中村美津緒委員 私のほうから、所見となりますか、意見を述べさせていただきます。

当然にして、赤木委員がおっしゃるとおり、当時、まず順序としていえば、佐々木元社長を呼ぶべきだというお話、よく理解私もできますが、しかしながら、今までのこれまでの調査で、佐々木淳一氏におきましては、これまでの今までの私たちの調査の中、そして今疑義が残っている事項に、さらに大きく関与し、さらに今まで重要な私は人物だと思っておりますので、まだちょっと呼ぶのにはいろんな証言と記録提出の書類、まだ不足していると思っておりますので、まだ佐々木淳一氏を呼ぶのにはまだ私は早いと思っております。当時の鹿内会長をまず先に呼ばさせていただきました。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 申しわけないけれども、何か意図があるのか。私はわからないけれども、要は今やっているのは、調査事項1がメインでやっているんだったら、そのことをきちんとけじめをつけるのが先であれば、明本さんを呼んで、そのことである程度きちんとした形をつくって、その後2のほうをやるんだったらそれをきちんとやればいい話でしょう。

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 佐々木淳一氏に関しましては、調査事項1に関して私は重要人物だとお伝えいたしました。

以上です。

○丸野達夫委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 先ほど事務局のお話を伺って、平成24年度に、どこに在職していたのかというお話がございますよね。そのときには、例えば鹿内博氏はアウガの役職をまだ持っていないですよ。そして佐々木部長かな、部長も、「そのとき次長じゃないですかね」と呼ぶ者あり）ちょっとその辺定かでないんですが、対象になり得ないというそういうお話だったかと私は理解したんですが、そうじゃなかったっけ、事務局の方に。

○丸野達夫委員長 議事調査課長。

○齋藤賢剛議事調査課長 ただいまの前提があくまでもビル会社の役員として呼ぶということであれば、その時期は役員ではなかったのが対象にはなりませんよという部分がまずあります。要するに、そうですね、鹿内氏なり佐々木氏に関しましては、肩書きを2つ持っていますので、だから当時、市長な

り佐々木氏は理事者でありましたので、その立場として、仮にですよ、証人喚問するというのであれば、それはそれで当然可能ではございます。ただ、ビル会社の役員として呼ぶのか、元市の職員として呼ぶのかという部分でまた判断が分かれてきますし、元市の職員という部分に関しましてはまたちょっと、元公務員にもなりますので、その際はまたいろいろと証人喚問するに当たっては、いろいろ判断というか、総合的に考慮する部分が多くなるかというふうには考えております。

以上でございます。

○丸野達夫委員長 山脇委員。

○山脇智委員 今、2の調査事項で呼ぶべきだという話もあったんですけども、B S Mの書類を私全て見たんですけども、今現在調査している4つの事項は、この2のアウガの経営破綻に陥るに至る、まあ理由でもあるということはこのB S Mの書類からも明確になりますし、また、これが後々の経営にも大きく影響しているということがわかることから、私はこの調査事項1と2の関連性から考えると別に、こんな理由によることにはならないというふうに思っています。

○丸野達夫委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 話、整理して行ってください。

○丸野達夫委員長 まあでも意見が分かれていることはこれ仕方がないことなので、これはこれで終わります。仲谷委員。

○仲谷良子委員 先ほど、当時、どういう役職だったのか、佐々木淳一氏はどういう役職だったのかをちょっとお知らせください。（「平成24年度当時」と呼ぶ者あり）

○丸野達夫委員長 わかりますか。

○齋藤賢剛議事調査課長 ビル会社におけるということですか。

○丸野達夫委員長 いや違う。経済部の肩書き。

○齋藤賢剛議事調査課長 経済部の肩書きですか。それはちょっと時間が。

○丸野達夫委員長 わかるのですか。中村委員。

○中村美津緒委員 経済部長です。

○丸野達夫委員長 部長になってますか。

○中村美津緒委員 部長で答弁しています。

○丸野達夫委員長 理事でないの。（「理事じゃないか」と呼ぶ者あり）正確を期するために後ほどお知らせしますが、それでよろしいですか。

〔仲谷良子委員「よろしいです」と呼ぶ〕

○丸野達夫委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 この調査事項の行政関係等の関与の状況調査ということであれば、当時の肩書きどうこうという話には何もそんなに、脇に置いていて

もいい話だということを書いたかったです。

○丸野達夫委員長 そうですか、はい、わかりました。

ほかにありませんか。

なければ、次に、日本共産党の山脇委員より、有限会社沼田建設代表取締役沼田氏、元青森駅前再開発ビル株式会社代表取締役社長野呂氏の喚問要求がありますが、このことについて説明を求めます。

○山脇智委員 まず、沼田氏の証人喚問の理由からなんですけれども、先日証言した工藤証人と本日証言した福島証人で、この補助事業についての認識が大きく食い違っており、福島証人は、この沼田建設にはきっちりと説明をしたというふうに証言をしています。一方、工藤証人は全くそのような説明がビル会社から説明がなされなかったという発言をしていますので、この辺について、果たしてビル会社の証言が正しいのか、建設会社の証言が正しいのかを確認するためにも呼ぶ必要があるのと、あと、地階りんご箱の出店に関しても、野呂氏とこの沼田氏がやりとりをした上で出店の経緯が決まったということが取締役会議事録に載っていますので、その2点を確認するために証言を求めたいと思います。

次に、野呂元代表取締役社長についてなんですが、これはあの問題の事業が行われた年度、全て社長として就任をして、取締役会に出席していることと、また、さまざまな発言についても、会社の利益に反する発言を行っていたというふうに私は思っていますので、その点についてもやはり経営破綻に至るまでの調査ですので証言は求めたいと思い、この2人の証人喚問書を提出しています。

○丸野達夫委員長 ありがとうございます。

ただいま山脇委員より、2名の説明がありましたが、これに対して、御質疑等ありますか。ありませんか。

〔「よいのではないか」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 ただいま、事務局から報告がありました。平成24年4月1日現在で、佐々木氏は経済部長であったことを御報告させていただきます。

ただいま、新政無所属の会派の中村委員より2名、日本共産党会派の山脇委員からも2名の証人喚問をしたいとの要求がありました。このことについて協議してまいりたいと思います。

それぞれにつきましては、文書による質問、参考人招致、証人喚問のいずれかを選択することができますが、このことについて御意見等ございますか。赤木委員。

○赤木長義委員 長谷川委員、トイレに行ったみたいなので、まだ採決は最終的にやるんでしょう。

○丸野達夫委員長 採決はまだしない。要は、文書による質問をするのか、

参考人招致にするのか証人喚問にするのか。求めは証人喚問ですが。山脇委員。

○山脇智委員 私は証人喚問でお願いします。

○丸野達夫委員長 中村委員は。(発言する者あり)

求めている方が証人喚問でということなので、諮る場合も証人喚問でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 わかりました。

正式には、証言を求めるものと一緒に議決なので、今要求があったということですので、それでは一人一人いきたいと思います。

元青森駅前再開発ビル株式会社営業企画部次長明本成男氏——済みません、間違っていたら後ほど訂正させていただきますが、成男氏に対しましては、証人喚問を行うことといたします。会議終了後、事務局が様式を配付いたしますので、12月11日月曜日午後5時まで証人尋問通告書を提出していただき、12月13日水曜日午前10時から開催する本委員会でその内容を協議の上、証人喚問を議決いたしたいと思います。

元青森駅前再開発ビル株式会社代表取締役会長鹿内博氏に対しましても、証人喚問を行うことといたします。会議終了後、同様に事務局より様式が配付されますので、12月11日午後5時までに証人尋問通告書を提出していただき、12月13日水曜日午前10時からの会議にかけたいと思います。赤木委員。

○赤木長義委員 委員長ごめん、確認だけど。もう鹿内さんは呼ぶって話になったのですか。これはどこかで諮るんだっけ。

○丸野達夫委員長 諮ります。次で諮ります。

○赤木長義委員 次で諮るの。そうか、質問する内容と一緒に。

○丸野達夫委員長 内容と一緒にじゃないと議決できないので。済みません。いいですか。

○赤木長義委員 理解しました。

○丸野達夫委員長 次に、有限会社沼田建設代表取締役沼田智光氏に対しましても、証人喚問を行うことといたします。これも会議終了後、事務局が様式を配付いたしますので、12月11日月曜日午後5時までに証人尋問通告書を提出していただきたいと思います。

次、元青森駅前再開発ビル株式会社代表取締役社長野呂和生氏に対しましても、証人喚問を行うことといたしたいと思います。会議終了後、事務局が様式を配付いたしますので、12月11日月曜日午後5時までに証人尋問通告書を提出いただき、12月13日水曜日午前10時から開催する本委員会でその内容を協議の上、証人喚問を議決していきたいと思います。

以上で、証人喚問要求は終わります。

その他を案件といたします。その他、委員の皆様から何かありますか。山脇委員。

○山脇智委員 先日、青森市から出していただいたB S Mの資料を平成21年から平成28年まで全て見終わって、問題点についてちょっと抽出しましたので、委員会で一度指摘する場を設けていただきたいなというふうに思います。

○丸野達夫委員長 はい、わかりました。きょうはちょっと無理ですので、次回以降に協議する場をつくっていきたいと思います。中村委員。

○中村美津緒委員 まず、先ほど秋村委員からの御指摘がございました、証人尋問の時間帯でございました。1時間を超える場合には、委員の皆様への承諾を得るべきだというお話でございました。月曜日、あしたですね、3名の証人喚問がございます。川田証人に関しましては1時間もかからないで終わるようにしますが、野呂周生氏に関しましては、私だけの時間を1時間半をいただきたいなということと、あとそれから、木村勝治元常務取締役の証人喚問のお時間も1時間半をいただきたいなと思います。皆様の了解を得たいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○丸野達夫委員長 議決することなのですか。（「それ当日やればいいじゃない」と呼ぶ者あり）当日よろしくお願いいたします。

〔中村美津緒委員「あともう1つ」と呼ぶ〕

○丸野達夫委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 明日の午後4時から木村勝治元常務取締役の証人喚問がございますが、取締役会議事録に関しまして、木村勝治元常務取締役は、やっぱり年数もたっているということもあって、中身もちょっと余り記憶にないので、できれば取締役会議事録をぜひ木村勝治元常務取締役にお見せをしたいのですが、どのように取り計らったらよろしいでしょうか。

○丸野達夫委員長 現在の規定では、百条委員会で入手した資料は、百条委員会以外で見せることはできないという規定になっておりますので、もしそれをするとすれば、規定の変更等からやっていかなければならない。で、また、あしたまでということになると、規定の変更もこれまた困難なことになるので、あすの証人尋問に関しては、ちょっと活用することはできないものと私は考えております。ただ、中村委員のみならず、やはり取締役会議事録については、非常にこう、私も発言しましたが、腹立たしい部分もありますので、本来であれば情報共有しながらやりたいという思いだけはあつたことだけは御理解していただきたいなと思います。

〔中村美津緒委員「わかりました」と呼ぶ〕

○丸野達夫委員長 ほかにございますか。赤木委員。

○赤木長義委員 今、中村委員から1時間半を了解してくれっていう話が

あって、それはある面では仕方がないんだけども、質問者の質問の仕方は工夫してもらいたい。要は、言ったことを確認する意味で同じことをその場でしゃべるとか指摘するとか、そういうことで、淡々と質問をして、答えて、それに対して質問をするという形をとってもらいたい。要は、時間をきちんと省く努力を山脇委員にも中村委員にもその努力をしていただきたいと思います。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 俺の質問はいいってことでいいですか。私の質問はいいですか。

○赤木長義委員 委員長の立場っていうのはこういうことですよねって確認しているんであって、それは委員長の務めでしょ。それは本人たちがやるべきことで俺はないと思うので。

○丸野達夫委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 その他、皆様からありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 事務局からは。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 それでは、次回のアウガ問題調査特別委員会の開催は、明日午前10時からとなります。川田氏、野呂氏、木村勝治氏の3名となっておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、時間は午前10時からと午後1時から——午後1時半でしたっけ。

〔齋藤賢剛議事調査課長「午前10時と午後1時と午後4時です」と呼ぶ〕

○丸野達夫委員長 午前10時と午後1時と午後4時でございますので、途中、おトイレ等立っていただくことは全然問題ありませんので、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 以上をもって、本日の案件は全部終了いたしました。

この際、お諮りいたします。

本委員会は、今後とも初期の目的を達成するため、さらに閉会中の継続審査にいたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸野達夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査とすべきものと決しました。

以上をもって、本日の委員会を終了いたします。御苦労さまでした。

(会 議 終 了)